

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

澤山美恵子君の一般質問を許します。御登壇願います。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） おはようございます。新風会の澤山美恵子です。どうぞよろしくお願いいたします。

新年が明けもう3月です。まだ肌寒い日が続いております。最近では本当に愚かな戦争や、コロナウイルス感染症、殺人、虐待など暗いニュースばかりが目立ちます。1月に発生したトンガの海底火山爆発による津波では、皆さん不安で眠れない夜を過ごしたかと思いますが、人命に関わるような被害はなく一安心でした。

そんな中、北京オリンピックでのアスリートの活躍には、たくさんの夢や希望、そして感動をいただきました。メダルを手にした人、しない人もオリンピックまでの道のりは陰しく大変だったと思います。忍耐や努力の連続だったのではないのでしょうか。私たちもこのつらい状況を何とか乗り越え、前向きに進んでいきましょう。

それでは、議長のお許しを得ましたので、質問に入らせていただきます。

まず初めに、条例や規則の未公布についてからお伺いいたします。

当局は、令和2年4月から令和3年9月までの1年半もの間、条例や規則の公布手続を一切しておりませんでした。過去の1年半のみならず、今後においても違法状態が続いてしまう異常事態で、県内のみならず国内においても、前代未聞の出来事と聞いております。

不祥事について、私はこれまで何度も質問してきましたが、一向にくなりません。特に今回、町内外の皆様から非常に厳しい声を数多くいただいております。当局を監視、是正する役割を担う議会議員として、大いに反省するところであります。

報道によりますと、人事評価制度を新年度から導入し、職員の資質や組織力の向上を図るとのことです。ですが、今回最も責任が重いのは、署名をしなかった町長であることは明らかなです。職員よりまずは町長の人事評価が必要なのではないのでしょうか。

制度導入の前にすべきことは、条例や規則を違法状態のまま運用し続けていいのか、法的判断をはっきりさせること、第三者調査委員会を設置し、原因究明と責任の所在を明らかにすることだと思いますが、当局の見解をお伺いいたします。

次に、今回の不祥事は行政経験が長く、総務部長までされた町長であれば防げたはずです。ところが、行政の基本である地方自治法について、町長は法律が変わったのかと思ったと記者会見で発言されたようですが、本当であれば、長としての資質が問われる事態ではないでしょうか。御自身の進退について見解をお伺いいたします。

次に、1月に発生したトンガ海底火山爆発による津波についてお伺いいたします。

岩手県には、16日午前0時15分に津波注意報が出されました。町のホームページによると、同時刻に災害対策本部設置、避難指示発令、これは防潮堤外とあります。また、午前2時54分には警報に引き上げられ、避難指示発令、町内全域とあります。避難所11か所に最も多い時間帯で201人が避難、車での避難も相次ぎ、大槌学園で120台など計146台が確認されています。また、城山公園体育館は台数未確認で、実際はもっと多かったと思われる。

次に、災害対策本部と避難指示についてお伺いいたします。

1つ目に、役場が閉まっているときに災害が発生した場合、職員は自宅から役場に駆けつけます。今回のように、就寝時、または寒い時期ですと、いつもより時間がかかります。津波注意報の発表と同時刻に災害対策本部設置とありますが、実際に担当職員が役場にそろい、機器の立上げなどの準備を経て、本部としての機能が発揮されるまでにかかった時間をお伺いいたします。

次に、警報に引上げられた後は、本部を中央公民館に移設したと思います。実際に担当職員が中央公民館にそろい、機器の立上げなどの準備を経て、本部としての機能が発揮されるまでにかかった時間をお伺いいたします。

次に、避難指示発令、これは防潮堤外です。避難指示発令町内全域とありますが、防災行政無線やメール、LINE等での実際に発信した時刻をそれぞれお伺いいたします。

次に、避難所開設についてお伺いいたします。

1つ目に、町から当日届いた情報によると、津波注意報で開設された避難所は、安渡分館避難ホールと吉里吉里学園小学部の2か所、警報では、城山公園体育館、大槌学園、赤浜分館、多目的ホール、吉祥寺三光殿が追加され、計6か所でした。後日、担当課に確認したところ、旧金沢小学校体育館、浪板交流促進センター、上京稲穂館、白澤鹿子

踊伝承館、金沢地区生活改善センターにも避難者がいたそうです。津波注意報時の避難指示対象は、防潮堤の外にいる人ですが、対象ではない町民がほかの場所にも避難したことで、開設せざるを得なかったとも聞いておりますが、今後の対策をお伺いいたします。

また、津波の発表には、津波注意報、津波警報、大津波警報の3つがあります。それぞれの開設避難所は決まっているのか、お伺いいたします。

次に、安渡分館避難ホールと吉里吉里学園小学部、城山公園体育館、大槌学園、赤浜分館多目的ホール、吉祥寺三光殿の6か所について、開設までにかかった時間をお伺いいたします。

次に車避難についてお伺いいたします。

コロナ禍や寒さ、ペット連れ、車を守りたいなどの理由で車避難が目立ちました。中央公民館では、駐車場が混雑したということで、震災時と同様渋滞に巻き込まれて、津波に流される人は出るのではないかと心配です。当局は、駐車場は十分あるので問題ないと何度も答弁していますが、実際は災害が起きるたびに混雑や渋滞が発生します。車避難の在り方について、検討結果はいつまでに示されるのかお伺いいたします。

次に、避難場所についてお伺いいたします。

大ケロでは徒歩で墓所に逃げ、寒さで震えていた住民がいたと聞いております。住民からは、寒さや雨風をしのぐプレハブを設置できないかとの声が上がっております。国のシミュレーションでも、津波ではなく寒さで亡くなる人が出ると想定されています。対策をお伺いいたします。

次に、その他の防災についてお伺いいたします。

指定避難所の耐震化と築年数についてお伺いいたします。

耐震基準は、昭和56年以前のものは旧耐震、それ以降のものは新耐震と呼ばれます。避難所の中で最も収容人数が多い中央公民館は昭和52年の建築で、旧耐震に当たります。築年数は40年が経過しています。津波時の指定避難所16か所について、1つ目に旧耐震の施設と耐震補強工事の有無、次に築年数が30年以上の施設をお伺いいたします。

次に、大ケロからの避難についてお伺いいたします。

大ケロから城山に通じる林道は、落石対策工事をするにしても、林道としての使用に支障があるかの判断になるそうです。担当課では、地震による土砂崩れなどのリスクも考慮すれば、新大槌トンネルも避難経路の1つと考えられるとのことでした。であれば、

新大槌トンネルまでの避難経路や、トンネルを抜けた後の避難施設などの検討が必要だ
と思います。また、新大槌トンネルまでにたどり着けなかったときのための避難場所や
避難施設についても、引き続き検討が必要だと思いますが、見解をお伺いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 澤山美恵子議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、条例や規則の未公布についてお答えをいたします。

私が昨年9月24日金曜日、条例の公布手続について確認するよう指示したところ、令
和2年4月から令和3年9月までの議決後の条例46件、及び決裁後の規則36件の公布手
続に不備があったことを確認をいたしました。

条例の制定改廃は、地方自治法第16条第2項及び大槌町公告式条例第2条の規定によ
り、告示の旨の前文及び年月日を記載した文書に、私が署名したものを町の掲示板に掲
示し告示する必要があります。また、規則についても、公告式条例第3条の規定により、
条例と同様の取扱いとなり、公布の旨の前文及び年月日を記載をして、文書に私が署名
したものを掲示板に掲示し、告示が必要あり、本件は私の署名と掲示について怠ってい
たものであります。

このたびの事案は、議会制度を軽視する形となり、また町民の皆様の信頼を損なうこ
とになったことに対し、行政運営を預かる者として深くおわびを申し上げます。

本件を法的に検討した結果、次のとおり整理されと考えております。初めに、条例
及び規則は、本来適切に公布手続が行われていなければ、効力を生じていなかったこと
となり、公布手続に関する不備があった期間について、改めて議決または決裁を行った
としても、当初の議会提出時に想定していた取扱いになるよう整理することは、法的に
不可能であります。

次に、当該不備により条例及び規則の効力がなかったと考えられる期間について、町
税や保険料等に係る改正が行われていたものとして取り扱わなければ、不利益を受ける
町民が多数生じることや、町の行財政運営に多大な支障を生じる可能性もあります。

このことから、公布手続の不備について事後的対応で過去に遡り、全てが適法な状態
となるよう整理することは不可能と判断をしております。よって、町民の利益を最優先
に考え、議会提出時に想定したとおり、適期に公布、施行していたものとして取り扱う
こととしたいことから、お願いをするものであります。

次に、第三者委員会の設置について申し上げます。

第三者委員会の所掌事務は、事実関係の解明、実態把握に関することや、再発防止策の提言に関することなどであります。これまで、不適切な事務処理の再発防止策として、法令遵守の徹底、研修の強化や、所属班内の連携強化、進捗管理の共有化を図るため、定期的なミーティングの開催等様々な対策を挙げて実施してきました。しかしながら、結果としてこれらの対策が十分に生かし切れていない実態を露呈したものと認識しております。

この認識に立ち、改めて根本的問題について、昨年より課題の掘り起こしを行ってまいりました。そこから見えてきたことは、第一に、様々な再発防止策の根底とも言える現行の人事、組織管理体制が従来の管理体制を踏襲したものであり、効果的で実行力を伴わないものであること。第二に、管理職及び職員の職責に応じたスキルの向上、意識の醸成を図るべく、研修メニューが形式的で、実効性を伴う内容でないこと。第三に、仕事の進め方の基本である所属班内の情報連携の在り方や、進捗管理の重要性についての認識が希薄であり、不注意による誤り等につながっている点であります。

このことを踏まえ、本年4月から新たな人事組織管理の仕組みとして、人事評価制度を導入し、業務評価と能力評価の両面から、職員の能力向上と生産性向上を目指すとともに、職員研修について、職員としての心構えや役割を明確にし、それを実行するためのノウハウについて、徹底的に教育する研修を実施してまいり所存であることから、第三者委員会の設置は考えておりません。

なお、今回の不祥事には、職員の懲戒等の処分に関する総務課が関わっていることから、懲戒処分に関する審査に公正を期するため、第三者を入れることができるよう大槌町職員懲戒分限審査委員会条例を制定したいと考えており、私自身も法制事務を長年にわたり経験したきた身として、責任を痛感しており、深くおわびを申し上げるとともに、私の給料の減額について、本定例会に給与条例の改正を提案させていただいております。

私の進退について、お答えをいたします。

これまでも、これからも、どのようにつらい苦しい立場になろうとも、町民の皆様、議会への行政運営の透明性を図ることへの揺るぎない気持ちを改めて強くするとともに、町民に信頼される行政組織となるよう、残り任期1年と6か月をしっかりと行政運営、改革に努めてまいりたいと思います。

また、議員からは私自身の人事評価が必要との御発言がありました。私は、4年に一

度、町民の皆様から評価をいただく制度が既に確立しており、4年間の行政施策の丸ごとの結果について審判を仰ぐことになろうと思います。

次に、さきの津波注意報に係る災害対策本部の設置状況についてお答えをいたします。

去る1月16日、午前0時15分、南太平洋トンガ諸島付近での海底火山の噴火に伴う潮位変動に起因し、奄美群島トカラ列島に津波警報、北海道から沖縄の太平洋沿岸に津波注意報が発表され、町では津波注意報発表時刻に災害対策本部を設置し、津波注意報が解除となる午後2時まで災害対策に当たりました。

災害対策本部の設置時刻については、前述のとおり午前0時15分ではありますが、実際のところ担当職員が参集し、機器の立上げから設置まで、約10分間の時間を要したところであります。町では、地域防災計画に規定のとおり、災害発生時には災害応急対応が迅速かつ的確に行われるよう計画するものと定めており、休日の夜間で地震等の前兆現象がなく、突然の津波情報の発表時でも速やかな災害対応が図ることができたと捉えております。

次に、中央公民館への移設に係る設置状況についてお答えをいたします。

前述のとおり1月16日午前0時15分の津波注意報発表に合わせ、役場庁舎内に災害対策本部を設置したところですが、同日午前2時54分、岩手県を対象に津波警報が発表されたことを受け、大槌町地域防災計画の規定に基づき、災害対策本部を中央公民館に移設し、対応に当たりました。

設置に係る状況については、津波警報発表後、担当職員が先行して中央公民館へ向かい、機器の立上げ等を行い、発表から約5分後に本部としての機能を発揮したものと捉えております。なお、津波注意報発表後、潮位変動のさらなる上昇も見られるとの報道を受け、津波警報発表時に備え、持出品の確認等を災害対策本部で実施していたため、円滑な移設に資することができたものと捉えております。

次に、避難指示発令に関する情報発信時刻についてお答えをします。

災害対策本部では、同日午前0時15分の津波注意報発表時に、防潮堤外を対象に、同じく午前2時54分の津波警報発表時に町内全域を対象に、避難指示を発令しました。津波注意報時の避難指示については、注意報発表に伴うJアラート自動起動後に防災行政無線による避難指示放送を速やかに実施したところであり、津波警報時は、警報発表に伴うJアラート自動起動後に、防災行政無線による緊急放送を速やかに実施したところであります。

なお、避難指示発令に当たっては、防災行政無線による音声伝達手段と併せて、いわてモバイルメール、LINE、ヤフー防災速報アプリ及びエリアメールによる文字伝達手段を活用し、広く町民へ避難指示を呼びかけたところであります。

次に、津波時の避難所開設についてお答えをします。

津波注意報発表時は、防潮堤外にいる方を対象に避難指示を発令し、その後、防潮堤外及び災害危険区域の居住者の最寄りの避難所として、安渡分館避難ホール及び吉里吉里学園小学部を開設しました。しかしながら、議員御指摘のとおり、対象となる区域以外の町民も複数の避難所に自主避難したことから、主要拠点となる複数の避難所の開設を検討し、防災マップに記載するなど、町民の皆様へ周知を図っていきたいと考えております。

次に、避難所の開設時期についてお答えをいたします。

初めに、地震や津波など突発災害に係る避難については、一時的に災害から身を守るために逃げる緊急避難場所への避難を優先としており、その後、災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する避難所への避難行動を取るものと示しております。このことから、避難所の開設については、当該施設の安全確保や確認や対応する職員の参集状況を鑑み、津波注意報発表後、順次開設を行ったところであります。

しかしながら、津波注意報発表に伴い、開設した避難所以外においても、住民の自主判断で避難された避難所があり、施設管理者などの判断により開錠し、開設した施設もあります。開設時間については、安渡分館避難ホールは午前1時5分、吉里吉里学園小学部は午前1時52分、赤浜分館多目的ホールは午前0時49分、大槌学園は午前1時0分、城山公園体育館は午前1時30分、吉祥寺三光殿は午前2時50分であります。

次に、車避難の在り方と検討結果の提示時期についてお答えをいたします。

初めに、災害時の避難手段については、大槌町地域防災計画において、原則として徒歩によるものとし、車両による避難は混乱に伴う危険発生のおそれがないと認められる場合、その他特別な事由がある場合に限ると規定し、避難者ガイドでは自家用車は徒歩移動の手段しかない避難者のことを考えて、遠くの避難所を検討と規定しており、基本的に避難行動要支援者の方などを想定しております。

震災時の教訓として、車両避難による交通渋滞の発生や、混乱時の駐車場の確保など課題が見られる一方、昨今のコロナ禍による感染症予防対策及びプライバシーの確保などという点で、車両避難によるメリットもあると思います。車両避難については、避難

手段として考え、今後町では地震津波などの突発災害、また予測可能な気象災害など、災害の種別に応じた避難手段の在り方や、車両避難はあらかじめ大槌川、小槌川上流部の避難所を目指すなど、避難行動の在り方について考えをまとめ、周知を図り、円滑に避難できるように検討を進めてまいります。

なお、検討結果の提示時期については、県が新たに公表を予定している津波浸水想定の結果を踏まえた指定緊急避難場所及び指定避難所の見直し時期に合わせて、避難の在り方を明確にし、新たに作成する防災マップに反映し、周知を図るよう取り組んでまいります。

次に、避難場所の寒さ対策についてお答えをします。

内閣府の定義によれば、指定緊急避難場所は、居住者等が災害から身を守るために、緊急的に避難する施設または場所、指定避難所は避難した居住者等が、災害の危険がなくなるまで一定期間滞在し、または災害により自宅へ戻れなくなった居住者等が一時的に滞在する施設であります。

したがって、大ケロの裏山は指定緊急避難場所ですので、緊急的な避難の後、避難所へ移動していただくことが望ましいと考えます。町内のほかの指定緊急避難場所においても同様の考えから、プレハブは設置しておりませんので、指定緊急避難場所、指定避難所の定義の理解を深めていただくよう周知し、指定避難所にて、寒さ、暑さ対策を実施していくよう対策を講じてまいります。

次に、指定避難所の耐震化と築年数についてお答えをいたします。

現行の指定避難所のうち、旧耐震に当たる施設は、吉里吉里地区体育館の1か所となっており、耐震補強工事の有無については、来年度予算に計上しております耐震診断の結果をもって判断することとしております。

また、指定避難所の中で築年数が30年以上経過している施設は、大槌高校、金沢地区生活改善センター、小槌地区多目的集会所、城山公園体育館及び吉里吉里体育館の5か所となっています。

次に、大ケロからの避難についてお答えをいたします。

新大槌トンネルについては、東日本大震災津波で被災した区域を経由することなく、大槌川流域と小槌川流域を結ぶ路線となっており、津波災害時の内陸部への迅速な避難と孤立化を防ぐ目的で整備されたものであります。

新大槌トンネルは、トンネル内に歩道は設置されておらず、安全に考慮して歩行する

必要があることから、徒歩による避難ではなく、車両避難の際に使用する避難経路の1つとして考えております。大ケロ地区においては、徒歩による避難の際は、最寄りの指定緊急避難場所となっている大ケロ裏山へ、車両による避難の際は大槌川上流の上京稲穂館や金沢地区の避難施設への避難を想定しております。なお、大桎橋を渡らずに避難する経路として、新大槌トンネルを通行して、小槌川上流の蕨打直集会所など、小槌地区の避難施設への避難も想定しております。

また、車両避難については、前述のとおり避難手段の一つと考え、あらかじめ大槌川、小槌川上流部の避難所を目指すなど、避難行動の在り方について、考えをまとめ、周知を図り、円滑に避難できるよう検討を進めてまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 時間もありませんので、御答弁は簡潔にお願いいたします。

不祥事は昨年9月に分かって、議会には3か月後に説明がありました。先月の新聞報道で皆様の知ることとなりました。町内外からは、また不祥事かとか、役場はどうなっているんだなどと言われます。

議会に対してもとても厳しい御批判をいただいております。議会は、役場には何も言えないのかとか、役場を監視できない議会は要らないとか、議会は役場と一緒に不祥事を隠そうとしていたんだろなどです。今思えば、議会に説明があった時点で、議会があった時点で当局にはなぜ3か月も黙っていたのかと問いたさすべきだったし、町民の皆様には事実を速やかに伝えるべきだったと思います。そうした反省を踏まえて再質問させていただきます。

まず、私がここで言いたいことは、5つです。1つ目は、未公布は明らかに違法であること。違法状態は今も続いていること。次、3つ目に違法状態は今すぐ1つでも多く解決すること。4つ目に違法状態を何一つ解決しないまま、そしてまた実害を把握しないまま、処分も対策もできないということ。5つ目は、落としどころを探るのは、違法状態を可能な限り解決してから話だと思います。まず、法的判断としては違法状態のまま運用をし続けては駄目なんですよね。その状態は今も、これからも続くということ。を、まず皆さんで共有をしたいと思います。

そして、当局は公布されていたものを認めてほしいと、こういう要求をしております。その理由は、町民の利益を最優先に考えるとありますけれども、本当のところはやり直すとなれば、大変な作業になるからなんだと思います。でも、それは通用しない話です。

し、誰よりも法律を守るべき立場にある自治体がこれは絶対に言うてはならないことなんではないでしょうか。

長野県の朝日村でも3件の条例が未公布だったことがありました。そのときは未公布条例を一旦公布した上で廃止して、新たな条例をつくることで解決をしております。大槌町では未公布の件数が多いので、本当にやり直すとなれば本当に大変だと思いますが、違法は違法だと思います。だってそれくらい大変なことをしてしまったということなんですよね。

朝日村のように廃案をして再議決をするなど、今すぐ違法状態を解決すべきと思います。むしろ、大変な思いをしなければ、相次ぐ不祥事というのには歯止めがかからないんじゃないかと思いますが、これについてはいかがでしょう。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） ただいまの御質問のほうにお答えいたします。

まず、法的措置を取って解決したほうがいいのではないかといいた御質問だったと思います。このことにつきましては、やはり適正な施行が可能かどうか、未公布の条例46件、それから規則36件について、1件ずつ確認、それから検討をしなければなりません。そのためには、やはり相当の事務と時間、そして費用を要し、通常業務を行うことが困難になってくるといふふうに想定されます。

そういったことを鑑みて、町民サービス等へ影響が出るということは想定されていることから、困難であるといふふうに判断しております。したがって議会提案時に想定していたとおり、昨年11月8日の公布手続をもって、適宜公布、施行されていたものとして取り扱うこととしたいことから町民の皆様をお願いをしているものでございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 違法状態を解消しないほうが町民には迷惑がかかると思いますよ。それから、第三者の調査委員会は設置しないとありますけれども、私にはこれを全く理解はできません。当局は大したことはない、不祥事だから議会も認めてくれるだろうという、そういうふうに考えているんじゃないでしょうか。民主あかぶの解体のときもでしたけれども、当局の都合で条例を変えたことがありましたが、今回私たちは認めてないということを、ここではっきりさせておきたいと思います。未公布をなかったことにしてほしいというその当局の要求は、やはり全国では大槌町だけが無法地帯になるということを意味していると思います。

未公布の中には国や県の予算が関係するものもあります。全国には市町村が1,700以上ありますけれども、大槌町だけがこの未公布にもかかわらず、ちゃんと公布している市町村と同じように、国や県の予算を受け取ることというのは許されるのでしょうか。大学入試に例えれば、決められた試験や手続をしないまま入学する、裏口入学そのものだと私は思います。

今のところ、国や県は黙認しておりますけれども、他市町村からすれば、とってもこれは認められないと思います。だったらうちも公布しなくてもいいだろうとか、そういう悪い前例を与えかねません。違法状態の解消に向けた努力も何もしないまま、町民や全国の自治体の理解を得られるというふうに思っているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 違法な状態を解消するためには、条例は再度提案して、改正したり、そういった手続等が必要になってくるかは考えております。

ただ、法令を制定する際に、まず気をつけなければいけないのは不利益不遡及の原則というのがございます。これは、町民にとって遡及適用したときに、不利益になるものというのは制定はできません。利益になるものについては制定はできますけれども、仮にその不利益となるものは適用しないで、利益となるものだけこれから適用させようとする条例を設定するとしても、そもそも上位法令、例えば地方税法であったりだとか、介護保険法であったりだとか、そういった法令等がございまして、そういった上位法令との整合性というのがまず取れなくなってくるというのがあって、それ自体も違法性が残ってしまう、そういう課題が残ります。

それに加えて、条例を新たに制定するとそういった課題を抱えたまま条例を制定すると、町民の間に当然その不公平というのが生じる結果となってくるということで、新たな条例を制定しても、なかなか法的に解決することは困難になってくるというようなことで判断しているものでございます。

そういったことから、改めて未公布の条例46件、36件について、1件ずつの確認とか検討ということをする、また大変であって、町民へのサービスも先ほど申したとおり、影響が出てくるということでございますので、改めて議会提案時に想定したとおり、適宜公布、施行していたものとして取り扱うこととしたことから、町民の皆様をお願いをしているというものでございます。

○議長（小松則明君） 第三者委員会は。第三者委員会について、手短にお願いします。

総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） まず、第三者委員会の役割というものでございますけれども、第三者委員会の設置自体に地方自治法に基づく設置というような形になります。その役割というのは、事実の解明、それから実態把握といったのが主な役割ということになって、それに基づいた再発防止策の提言ということになります。そういったことをこれから行おうとすると、専門家に依頼したりするという作業も必要になってきて、弁護士等の複数人必要になってきます。当然そういった人たちの選定であったり、日程調整ということに時間が費やされるということになります。

今回の案件につきましては、やったこと自体はそもそも明確に分かっていることだと思います。なのでその辺は、私どもでももう一度やってきたことの作業手順であったりだとか、そういったところは見直し、改善することは可能であるというふうに考えておりますので、第三者委員会を設置してまで、そういったこれまで行われてきた違法行為について、改めて洗い出すという作業までは必要ないというふうに考えているものでございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 必要ないんでしょうか。私ちょっと理解できないんですけれども。大槌町では今年1月の保健福祉課の職員が減給処分を受けましたよね。交付金を申請しなかったことで、国と県からの補助金約300万円を受け取ることができなくなって、町の財源を充てることになったという不祥事がありました。今回は、その何十倍、何百倍もの額になると思いますが、この深刻さを本当に当局では理解されているんでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 未公布の中には火葬場の使用料というのがありますけれども、町民は1,940円が2万円に、あと町外の方は3,880円が8万円に値上げされました。でも、これも無効ですよ。多く取り過ぎた分を返還する必要があります。昨年の課室設置条例も無効ですので、防災対策課とか、健康福祉課とか、それから協働地域づくりの推進課、地域整備課は存在しないことになります。その課長や班長はどういうお立場で答弁されるんでしょうか。補助金を受け取れなかったケースの比較とか、火葬場使用料の取り過ぎとか、法的に存在しない課長や班長の答弁というのは、これは本当に法的に認められるんでしょうか。この3点についてお伺いいたします。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 私のほうからは、先ほどお話ありました第三者委員会の設置をして、事実の解明実態把握に関すること、これについて御返答申し上げます。

これにつきましては、その第三者委員会で今回の原因がどうかということ、もちろん解決していくことが有効であると思いますけれども、今回のことに限らず去年の保健福祉課の問題、それから教育委員会の生涯学習課の問題、様々な問題がその都度起きて、それをどのようにするかということを提案というお話をしてまいりましたけれども、根本的に要はその第三者委員会でその原因は何かということ問うこと以上に、やはり組織的な、根本的な仕事の仕方、確認の仕方、きちっとチェックさえしていれば何とかなるといふような、きちっと仕事ができるという基本的な動作ができていないというふうには私は感じております。

したがって、第三者委員会で今回の不祥事に至る原因を探っていきまると、突き詰めていくと、役場全体の組織の在り方として、教育の在り方としてというところに私はぶつかると、起因するというふうを考えまして、先ほど町長にお話ししていただきましたとおり、3つの課題を掲げて、それを解決すべき対策することが今回の問題を含めた根本的な解決になるというふうな考え方で、御提案申し上げた次第であります。それ以外の質問については総務課長が答えます。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 1つの例として、火葬場の設置条例、それに伴う使用料、それから課室設置条例等の改正ということで、質問等いただきました。それらも踏まえて、この未公布の条例46件、36件というのは見直そうと言ったときには、やはり実際には作業的には、今の人員体制ではまず不可能にもなってくるというようなこともありますし、それから例えばその令和2年に制定している大槌町すこやか子育て医療費給付条例とか、そういったもの等もございます。それから、介護保健関係のほうの条例改正等もございます。そういったもの等についても、同じようにやはり改正して、やり直そうといったときには、事務量的にはかなり多大なものになってくるというふうに想定されます。

今申し上げましたすこやか子育てのほうについては令和2年度については、174件ございます。それから、令和3年度についても197件、そういった状況でございます。介護保険料になってくると、徴収している件数でいくと4,333件というふうになってきて……。

○議長（小松則明君） 課長、質問内容が、答弁が別なほうになってるからね。聞いている部分に対して答えてください。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） そういった多大な件数の部分をやり直すという形になってくるので、条例改正等を行うと思ったときには実際には不可能になってくるということで、町民の皆様にはお願いしているということでございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 全部を全部やれと言っているわけじゃなくて、その条例の中の何件かでもいいから努力をしましたという、そういうことをやってから、これを議会に承認してもらいたいとか、そういう要求をしていますけれども、何一つもやらないで、これを認めてくれというのはちょっとおかしいんじゃないかなと私は思います。今のところ実害がないと話をする人もいますけれども、私はそれは違うと思います。これまで、不祥事を知らされていなかっただけで、既に実害というのは存在しているんですよ。それを言うか、言わないかの問題ですよ。

また、事実関係についても、私はちょっと納得がいていなくて、不祥事が始まった令和2年の4月前後で、変わった担当職員だけで、町長と総務課長、班長は変わっていません。にもかかわらず、なぜこう突然公布されなくなったんでしょうか。第三者調査委員会で実害を調べて、事実関係を本当に解明することが必要だと思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 今回の不祥事の件につきましては、いや、起こった事実というのは不透明な部分というのはなくて、はっきりしています。そういったところから、やはりそこは私どもが襟を正して反省して、これから事務の改善のほうに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、第三者委員会の設置までは必要ないというふうに判断しているものでございます。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 今まで随分反省はしてきたと思います。それでも不祥事がなくなる。これはやっぱり外部からもう調査とかを入れて、きちんと掘り下げてやっていかないと、今後も絶対不祥事がなくならないと思います。

それから、町長の給料の減額が提案されましたが、実害や事実関係が解明されないまま、違法状態も解消されないままでは、処分は絶対に決められないと思います。また、

この案を議会が認めれば、未公布をなかったことにしてくれという当局の要求を認めることになるのでしょうか。提案理由や目的をお伺いいたします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 今回の私の給料の減額については、決して私がそれで減額が認められたということで、この公布の不備の部分で、了承を得たということではございません。澤山議員もお話あったとおり、私は30年以上も役場職員でありましたし、法の業務にも携わっていて、本当にこの事案についてはじくじたるものがあります。議員御指摘のとおり1年何か月私が気づかなかった状況については、本当に大変申し訳なく思っています。議員は、私のところに法律が改正されたんじゃないかと、それは決して9月の思ったところでふと思ったことを、記者の方にお話ししたことであって、初めから私が思ったわけではございませんので、その辺は弁解をさせてください。

ですから、私の減額についてはどこまでも私に対する戒めでありますので、決してこれが通ったからといって、議員御指摘の様々な取組をやめてしまう、そういうことではございませんので、その辺は御理解いただければと思います。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 今の一番やっぱりやるべきことというのは、処分や対策ではないと思います。違法状態の解消と解決です。それをしなければ、この定例会にも様々な支障が生じます。例えば、今回議案第7号大槌町課室設置条例の一部を改正する条例について提案されました。昨年3月定例会で議決された条例を改正するものですが、これは未公布なので無効です。ほかにも昨年3月定例会に提案されたものと同じ名前の議案が複数見受けられますが、無効の条例を改正することは、法的に本当に可能なのでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 未公布であった条例を適法にできれば一番いいことであることは、確かにそのとおりでございます。ただ、今まで理由等申し上げたとおり、なかなか過去に遡って適法にするということは困難であるということから、町民の皆様の方へお願いしている所存でございます。そういったところも踏まえて、今回提案させていただいている議案につきましても、お願いしたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） 時間もありませんので、あとほかの議員もやりますので、次は町長の進退について伺います。

答弁には、どんなにつらい苦しい立場になろうともありますけれども、つらくて苦しいのは、町長ではなく町民です。不祥事をずっと起こし続けるから、町民はつらくて苦しいんだと思いますよ。そして今回も多く議員が不祥事を取り上げますから、その分本来取り上げますけれども、その分本来やるべきまちづくりの議論というのはできなくなります。まずは、こうしたことを十分御理解をいただきたいと思います。

それでは、次に防災の質問に入らせていただきますが、再質問の前に答弁全般について言わせてほしいと思います。

当局の答弁はどの質問、どの議員に対しても、きちんと質問に答えていないことが多かったりとか、議員は再質問の時間を確保するために事前に調査した上で、通告質問を作りますが、そこに書いた内容を繰り返されたり、聞かれていないことを長々と話されたり、質問をストレートで答えなかったり、できる方法より、できない理由を挙げたり、ただでさえ当局の不祥事に時間を取られて、別の質問がしたくてもできない状態です。議員は、個人的な質問をしているのではなくて、多くの町民の声を受けて質問しております。与えられた時間を大事にしてほしいなと思います。

防災については時間がないので、飛ばさせていただきますが、まず避難場所のプレハブ設置と避難所開設での答弁では、避難場所と避難所の違いを強調されております。避難場所は、あくまでも緊急的に逃げるところ、避難所はそこから移動して、一時的に滞在するところということです。もちろんそれは、十分に分かっております。でも、考えてみてください。洪水や津波が来たら、避難場所から避難所にすぐ移動ができますでしょうか。水はすぐには引きません。孤立の可能性はないですか。避難場所の緊急的といっても、それは5分なのか、1時間なのか、半日なのか、足腰の悪い高齢者や災害弱者にずっと立っていると言うんでしょうか。雨や風とか雪にさらされていると言うんでしょうか。特に、大ケロ地区には避難施設がないから私は質問しております。その点についていかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 今全般にお話しされました回答の内容、行政としての答え方につきまして、できることを考えるのではなくて、回答するのではなくて、できない回答しているというふうな御指摘がございました点については、十分私どももそうであって

はならないということを、心に決めてこれから行政に当たってまいりたいと思っております。

それから、ただいまの大ケロの件につきましても、確かに澤山議員が言われるような、簡単に緊急避難場所から場所に動ける状態なのか等々も含めて、再度検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小松則明君） 澤山美恵子君。

○5番（澤山美恵子君） もう一つぐらいはいけるといいますので、車避難についてお伺いをいたします。

私のこれまでの一般質問では、駐車場は十分にあるとの答弁を何度もいただいておりますので、それが本当であれば車避難をもっと推奨して、地域防災計画とか避難者ガイドにも明記してはと思いますけれども、そこには幾つか問題があると思いますけれども、駐車場は十分といっても、それは過去の避難実績に基づくものだと思いますが、それ以上避難してきたらどうするのかとか、実際は毎回のように車が混雑します。駐車場はあるけれども、スムーズに受け入れできるかどうか問題だと思いますが、いかがでしょうか。

また、車避難の在り方は今後も検討とありますけれども、こうしたことも検討されるかについてもお伺いいたします。今のコロナ禍の中では、車で避難で、車の中が自分たちの避難所みたいな感じになっていると思うんですけれども、また車で避難するというのは、大体徒歩で避難はそんなにそんなにしないんですよ。というのは、津波、大震災の津波のときに車を流された人たちが……。

○議長（小松則明君） 当局、今の部分で。防災参与。

○防災・協働地域づくり担当参与（島村亜紀子君） お答えいたします。

車避難につきましては、今までは十分に車避難があると言ってきましたのは、今議員御指摘のありましたように、今までの実績に対して徒歩避難を原則としていたときの実績でございます。今後、おっしゃられたようなコロナの状況であるとかそういうことを鑑みまして、一旦方針を転換いたしまして、避難手段の一つと考え今後検討してまいりたいと思っております。

ただし、全員が全員車で逃げるということになりますと、やはり駐車場が足りませんので、今回示させていただきました大槌川、小槌川の上流方向へ逃げる、さらにその台数等も、ルール等も決めなければ全員が全員車で避難するということが難しいと思いま

すので、車避難のルールも含め今後検討してまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 以上で、澤山美恵子君の質問を終結いたします。

11時15分まで休憩いたします。

休 憩

午前 11 時 02 分

○

再 開

午前 11 時 15 分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

東梅康悦君の質問を許します。御登壇願います。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 創生会の東梅康悦です。議長より質問の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問を行います。

まず初めに、東日本大震災から11年がたちます。改めて犠牲となられた方々の御冥福をお祈りいたします。そしてまた、今日まで御尽力をいただいた全ての方々に感謝を申し上げます。

それでは、質問に入ります。まず1点目、役場組織について伺います。

過去の役場組織は、町長をはじめ助役、収入役の三役と教育委員長、教育長の体制であり、さらに職員は現在と比べ人数も多く、細分化された課の体制であり、課長職も多数であったと承知しております。東日本大震災が発生し、町も甚大な被害を被り、多くの町民の方々の尊い命が犠牲となりました。失意のどん底の中、復旧・復興を成し遂げるため、町では副町長3人体制、部長制を取り、全国の多くの自治体から職員を派遣していただきプロパー職員と一体となり、復旧・復興業務が遂行され、今日ハードの復興が成し遂げられ、新たな大槌町の再生に向け、第9次大槌町総合計画を確実に進めるべく、日々行政運営がされております。

しかしながら、この間様々な問題が起き、その都度対応に追われ通常業務に支障を来しております。問題が起こる要因は複数あると思いますが、管理職が事業の進捗や、部下の職員の心身状況を掌握するためにも、また個々の職員の過度な業務の負担を軽減させるためにも、職員人数は限られておりますが、課の体制の細分化や、役職、職務に応じた業務量の平準化をより一層図るべきと考えますが、見解を伺います。

次に、公共建築物について伺います。

東日本大震災から11年が経過するとき、これまで復興事業により多くの公共施設が整備されました。これらの施設はまだ新しく、今時点では修繕等は余りないと思いますが、

30年、40年後には一斉に老朽化となり、多額の費用がかかることから、現在それに対応すべき準備をしていると推察しております。

一方、町の公共建築物の中には、築年数が大分経過しており、解体すべきかあるいは修繕し活用すべきかというものも散見され、いずれにしてもそれぞれの公共建築物ごとについて、方針を示す時期に来ていると考えております。一度に多くのものに対応することは、財政的にも難しいことから計画的に進めていかなければなりません。今後における築年数の大分経過した公共建築物の方針については、昨年度より取り組んでいると承知しておりますが、現在までの調査の進捗とその内容について、またそれに伴う財源確保策を併せて伺います。

最後に、おおちゃんねるの放送について伺います。

町では、町内のテレビ難視聴地域に有線を整備し、町内どの地域に居住していても安定したテレビの視聴ができます。その中で、おおちゃんねるでは町独自の放送として、現在議会中継や、FMラジオ、マイナンバーカード、小中一貫教育など、行政から町民の方々に幾つかの情報が発信されて、発信放送されております。放送内容を編集するには時間と予算が必要で、限られた職員、財源を考えれば難しいところもありますが、定期的に放送内容を確認し、さらには新しい内容の放送にも取り組むべきと考えます。これまでの放送内容をどう評価し、課題は何なのか。そして、今後充実した放送にするために、どのようにするべきか見解を伺います。

また、町の広報紙には有料の広告がありますが、おおちゃんねるにも有料の広告を取り入れることの可能性について、併せて伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 東梅康悦議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、役場組織についてお答えをいたします。

現在の組織体制は、平成20年度からこれまでの課長、課長補佐、係長、係員の体制を、課長補佐と係長を一つにまとめた班長制の体制としたものであります。班長制導入の狙いは、行政改革による職員の減少においても、意思決定の迅速化、権限と責任の明確化、町民に分かりやすい組織の実現、機動的、弾力的な組織の確保、組織活性低下の防止でありました。班長制により業務の体制を柔軟化し、繁忙期、閑散期の調整による事務配分の合理化や協業体制の構築により、少ない人数で最大の効果が上がるような体制とし

たものであります。

震災後、不適切な事務処理が発生する要因について、第一に、様々な再発防止策の根底とも言える現行の人事管理、組織管理体制が従来の管理体制を踏襲したものであり、効果的で実行力を伴わないこと。第二に、管理職及び職員の職責に応じたスキルの向上、意識の醸成を図るべく、研修メニューが形式的で実効性を伴う内容でないこと。第三に、仕事の進め方の基本である所属班内の情報連携の在り方や進捗管理の重要性についての認識が希薄であり、不注意による誤り等につながっていることが要因と捉えているところであります。

このことを踏まえ、本年4月から新たな人事組織管理の仕組みとして、人事評価制度を導入し、業務評価と能力評価の両面から、職員の能力向上と効率性向上を目指すとともに、職員研修について職員としての心構えや役割を明確にし、それを実行するためのノウハウについて徹底的に教育する研修を実施してまいります。

次に、公共建築物についてお答えをいたします。

町では、平成29年3月に公共施設等の全体の状況把握と長期的な視点からの施設の更新、統廃合、長寿命化など公共施設等の適切な配置を実現することを目的に、大槌町公共施設等総合管理計画を策定しております。

本計画では、令和3年度中に下位計画に位置づけている各個別施設の長寿命化計画等や、令和2年度までに策定した公共施設、個別施設計画等を反映し、改正、改定することを国に求められております。

しかしながら、計画改定の作業において、各個別施設の長寿命化計画の取りまとめに時間を要していることから、令和4年度上半期の計画改定を目指して進めております。また、基本計画の改定時期と併せ公共施設の更新、大規模改修を着実に実行するため、新たな基金を創設したいと考えており、その財源については財政調整基金からの組替えを考えております。なお、計画的な基金積立てについては、引き続き自主財源の確保に取り組むとともに、行政コストの削減など、既存事業の見直し等の行財政改革を実施しながら、財源の捻出に取り組んでまいります。

次に、おおちゃんねるについてお答えをいたします。

当町では、地上波テレビ放送の難視聴対策として、ケーブルテレビを整備し、運営しております。ケーブルテレビの独自放送チャンネルであるおおちゃんねるにつきましては、現在議会中継を含め8つのコンテンツを放送しているところです。充実した放送内

容とは言いがたい状況であります。本年度は大槌町協働地域づくり指針、マイナポイント、大槌サーモン、大槌ジビエソーシャルプロジェクト、大槌高校復興研究会の取組を放送するなど、少ない人員と機材の中でできる限りの対応しているところであります。

その一方で、長期間にわたって同じ内容のお知らせを放送し続けているなど、放送内容が更新されていないケースもあり、課題として認識をしております。しかし、独自に番組を制作することや、外部に委託し、番組を更新することは費用面、人員面、機材面から難しい状況であります。

今後については、町と関係ある団体や事業所等から、放送コンテンツを募集するなど、可能な範囲で番組の更新を図ってまいります。また、有料の広告については現状でも受け付けておりますが、周知方法等の改善を検討してまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） それでは、各項目を4点、5点ほどずつ再質問で伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。順番に再質問します。

まず、役場組織の関係で、1つ目の再質問であります。職員の心身の状況の掌握及び個々の職員の仕事量の平準化というところの中からお尋ねします。

まず、心身の状況というところなんですが、震災後にいろいろなことを体験して、その中で仕事も忙しかったということで、プロパー職員の中にはメンタル面で結構影響を受けた職員が一定数いたと承知しております。メンタル面の回復は、これはすごく時間がかかる場合もありますので、これはやはり役場としてはそういう部分に関しましては、回復するまで面倒見てというところ尽きると思います。

そこで、震災が起因したメンタル面、あるいはその後の様々な事情におけるメンタル面等があると思うんですが、それはそれとして現在の役場全体の職員を見た場合のメンタル面で、少しちょっと手を差し伸べなければいけないような状態の方々は何割程度、何名程度いるのかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） それでは、ただいまの質問のほうにお答えいたします。

メンタル面のほうの件でございますけれども、まず役場のほうの取組なんですけれども、役場のほうでは岩手県の心のケアセンター等に委託、依頼をいたしまして、医師の相談コーナーというのを月に2回、それから健康相談コーナーというのを週に3回行ってきております。そのほか平成27年度から年に1回ストレスチェック等を行っていると

というような状況でございます。

御質問にありました何割という数字でございますけれども、今ちょっと手元のほうに資料がないので、申し訳ございませんが、後で報告させていただければと思います。大変申し訳ございません。

○議長（小松則明君） 東梅議員、今知りたいんだったら時間を止めますよ、そのほうがいいでしょう。時間を止めてください。調べてください。

休 憩

午前 11 時 28 分

○

再 開

午前 11 時 37 分

○議長（小松則明君） 再開いたします。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 失礼いたしました。現在派遣職員等も含めて148名在籍しております。そのうち診断書等出されている職員が15名おります。その中でのメンタルが10名ということで、約7%ぐらいがメンタルのほうでというような状況になっております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 今、総務課長のほうから約1割の職員の方々がメンタルの面で少し調子が悪いということです。148名の職員の人事管理の点で、こういうのはやはり頭に入れておいて、聞かれたとき1人、2人は間違ってもいいと思うんです。このぐらいいますというのは、やはり持っておくべきではないのかなと、今時間を待っていてそう思いましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

そこで、この班長制なんですけれども、事務配分の合理化、その協業体制の構築が答弁を見ますと、一人一人の業務量の平準化につながるような答弁であったと私は理解しました。これまでは、復旧・復興業務があつて相当数の職員の方々が時間外の仕事をしたと思うんですね。また、この頃では新型コロナウイルス対応ということで、担当部署の方々、付随する事業の方々、結構な業務量が増えたということで、結構な時間外もあると思うんですが、まず私がここで聞きたいのは、時間外の仕事が年間を通して見た場合、例えば一定の課とか一定の担当とか、あるいは個々の職員が年間を通した場合、固定化になっていないのかなというところがちょっと聞きたいんです。そこがまず平準化を図るというところで、結構なポイントになってくると思いますので、時間外手当の時間外の労働の固定化というところで、どのようになっていますでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 次年度の組織体制等を検討する際に、今年度も7月と10月に所属長ヒアリング等を行って、業務の実態等把握に努めさせていただいております。そういった中で、やはりその人間的に難しくて職員に負担がかかっているというような部署であったりだとか、1人で一生懸命頑張らざるを得ないようなそういう体制になっているといった部署等のお話等は伺っております。そういったところも踏まえて、来年度改善できるような部分につきましては、改善できるように配慮してまいりたいなというふうには検討しているところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 少ない職員の中で、限られた職員の中でその業務をするということで、増やせばいいんでしょうけれども、増やしたからといって、スキルがない職員の方々を増やしたとして、効率が上がるわけでありません。また、1人ではちょっと多いけれども、2人では少し足りないというようなところもあるので、調整が難しいと思うんですが、私もやっぱり役職や職務に応じた仕事量の平準化というのは、やはり必要なんじゃないかなと思います。できる限りするように努めなければいけないのかなと思います。近年の働き方改革というところにも、その点がつながると思うんですが、令和4年、来年度から人事の評価制度を導入するということです。これが仕事量の個々の平準化という点で、どのように関係してくるのかなというところが聞きたいんです。

ということは、この人事評価があると、仕事の能力の高い人間はますます仕事をしてくださいというようなやり方になってはいけないと思うんです。ですので、新しい人事評価が仕事量の平準化というところで、どういうふうに関係した中で業務量の改善というところにつなげていくのかなというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） ただいまの質問で、業務量の平準化というところと、次年度から実施しようとしている評価制度ですが、確かに御指摘のとおり、評価制度という言葉、名前だけ聞きますと、できるものにはたくさん働いていただいて、できないものは職員についてはそれなりにというような一般的な引き受け方をいたしますし、私も民間において40年ぐらいその世界において、今御指摘される部分については十分承知をしております。

今回、大槌町で導入しようとするものについては、この数年来基本的には評価制度を

実施してきているんですが、一番の狙いはいわゆる一つの課の中において、様々な業務をどれぐらいあって、そしてそれがその職員と課長との間できちっとコミットメントされているかどうかというところが、非常に私から言わせると曖昧だというふうに思いまして、次年度からはその辺の職員と課長間の事業のやろうとしている作業の内容はどういうものであるかと、明確にするという意味合いも含めて、この評価制度を実施したいというふうなものが一番大きな狙いでございます。

ただし、今議員言われるような問題についてもございますので、そこはきちっと年度を期首、あるいは中間、あるいは期末という3つのステップを踏むことによって、職員と課長職がお互いの意見交換をしながら納得の上で自分の評価を決めていただくということを定常化したいと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 私が考えていた人事評価制度というものとはまた違っているよという副町長の説明であったので、そこら辺はしっかりとやっていっていただきたいと思います。班長制度が平成20年にスタートしたと。そのとき私も記憶にあるんですが、ちょうどその広報に、漫画で職員がテーブルを囲んで、仲よくミーティングをしたりというようなイメージ図があって、こうなるんだなというのを今でも覚えています。ただ、実際それから震災があって多忙を極め、その部分もかなり10年、11年がたっていくうちに、班体制も当初の目的から少しずれるといえは変な話ですけども、達していないところになっているんじゃないかなと、私はそういうふうに見ていますので、ぜひその部分は気をつけていただきたいし、しっかりと確立していただきたいと思います。

役場にこれは限ったことじゃないんですが、どこの職場でも基本は人づくりだと思うんですね。職務の上では、縦のつながり、横のつながり、また人間関係があると思うんです。その中で、ぎくしゃくした中では幾ら仕事をしようと思っても、仕事がうまくいかないというのは、私も経験しておりますので、多分役場の中にもそういうのも大なり小なりあるんじゃないかなと思います。

何ていうんですかね、震災から11年がたちます。ですので、今までのことも踏まえた中で、リセットをして、今回不祥事たくさんありましたよね。そこをやっぱりリセットした中で努めていかなければいけないと思うんです。入るときは、皆さん優秀で入るわけですよ。競争率が高いところで。ただ、何年もたっていくうちに初心を忘れてくるといえは変な話ですが、やはりその部分を大事にして、それは職員だけでない、議員にし

かり同じことが言えると思いますので、初心をしっかりと持った中で努めていただきたいなと思います。

私も30代の前半までサラリーマンしていました。そのとき、上司にこのような内容ですよ、内容ですからね、ことを言われたことがあります。能力のある者は知恵を出せと、力のある者は汗を出せというようなコメントをもらいました。このことを今思いますと、今で言えば、ハラスメントになる可能性があるんじゃないかなと思っています。

そこで、今では現在どのような会社であろうと、職場であろうと、ハラスメントは禁じられております。管理職の方々も昨今のハラスメントいうものは、しっかりと頭の中に入れた中で、日々部下等々を指導監督していると思うんですが、ハラスメントが起こらない取組というものは、何か管理職になったときそういう研修等をしっかりしているのか、あるいはもうそういうものはしていないのか、その部分をお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 職員の研修制度の在り方の一つということで、今年度は所属長等に対してはハラスメント関係のほうの研修のほうは実施しておりますが、20名が受講しているというような状況でございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 昨今のハラスメントということで、役場のほうでも今年度20名を研修したということであります。私が知っている、これ役場の話じゃないですが、一般企業の話なんです、やはりこのハラスメントなどは被害を受けた者が職場を去るような傾向が結構あるんですね。人間がやることですから、喜怒哀楽があるし、感情があるから、お互いにその部分は気をつけた中でやっていかなければいけないと思うんです。ですので、今はしたつもり、そういうつもりはないんだけど、受けるほうは圧迫、圧力と感じれば、そこでそういうハラスメントというものが成立するという昨今の情勢でありますので、やはりそこら辺は再度確認していただきたいと思います。

私ある新聞を見ているとき、こういうことわざですかね、ことわざといいますか、を見て、簡単なんですけれども紹介したいと思います。改革は上からやるものと、改善は下からやるものと。シンプルな言葉なんですけれども、本当だよなあということを私自身この言葉の中から思いました。どんなに充実した決定した研修でも、やっぱり真剣に身に向き合わなければ、これは十分に身につかないし、自分のものにもなりません。や

はり今ここにいる課長さん方が中心となって、組織の在り方、改善というものをいまい度考えてみたほうがいいんじゃないでしょうか。答弁ではあれもやる、これもやるということがあってそれはそれでいいんですが、やはり基本というのは真剣に向き合った中で、特別職は除いた中でこの組織をどうするんだということを、やはり職員の方々、管理職の方々が、真剣に改善というものに取り組んでいただきたいと思います。総務課長、何かありましたら。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 東梅議員の御質問にあるとおり、現在の組織というのは平成20年度からスタートして、班長制というものに取り組んできております。そういった中で、震災復興事業等を進めてきて今日に至っていて、昨今の不祥事の問題であったりだとかというところも見たときに、果たして今の体制が本当に現状に合った体制であるのかどうなのかというところは、やはり疑問を持って改善する心構えで、やはり日々事務を執っていく必要があるのかなというふうには考えております。

平成20年度前までは課長補佐、係長制と、係員といったそういった組織体制ということもございました。そういったことも踏まえながら、次年度、やはり私も含めて、今の体制がどうなのかというところはやはり勉強していきたいなというふうには考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） やはり課長、管理職が中心となって、今の状況をしっかりと、まず何がよくて何が悪くて、どこを伸ばしてどこを削ればいいのかというところをしっかりとやった中で、研修は研修でいいと思うんですが、やはりそこら辺をしっかりと取り組んでいくことが必要なんじゃないかなと思っています。それぞれの課長さん方も、それぞれ思っているところがあると思うんで、その部分は腹を割った話合いなんかもいいんじゃないかなと思います。また、昔はその課のコミュニケーションということで、様々な場面がありましたよね、食べたり飲んだり。今はそういうことないんです、できないんです。プライベートと仕事は昔と違って、もう別物ですから。だから、そういうことで、コミュニケーション取れないのも分かります。だから、それに代わるようなものをぜひ構築していけばよくなるんじゃないかなと思っていますのでよろしくお願ひしたいと思っています。

続いて、公共の建築物について、まずお尋ねしたいと思います。

更新、修繕を目的とした基金の創設時期なんでありますが、いつ頃をまず目指しているのか。そして、また年度の中でどの程度のものをまず積み上げていくのか。そして、最終的にはどの程度の金額を目標とするのかというところを紹介していただきたいと思っています。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） 御質問にお答えいたします。

公共施設に係る基金の創設ということでありますが、創設時期は令和4年度中を考えております。積立計画、目標金額についてですが、これについては道路等のインフラは除いて、あとは公営住宅の基金がまずある程度確保されていることから、それ以外の公共建築物、箱物といいますか、そういうものの老朽化対策について、目標金額については今後の老朽化対策費用については、今後40年間で約210億円程度と試算しております。このために基金を創設、幾ら程度という考えでありますけれども、まず最初についてある一定程度、今回令和3年度補正予算で交付税がある程度、やや若干多く交付されたことから、財政調整基金へ積むという予算を計上しております。それも踏まえまして、約5億円程度は、まず最初は計上したいと考えております。

それについて、今後の積立てについてですが、まず公共施設の維持については、国の支援や町債の活用を見据えながら、基金の積立目標額については、今後について検討してまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） いずれは40年間で200億円という数字でございます。これはやはり計画的に確実に積んでいかなければ、30年後、40年後大変な状況になりますので、ぜひこの部分はしっかり取り組んでいった中で、計画的に取り組んでもらいたいと思います。

そこで、この公共施設の個別計画なんですけど、該当する施設の数とか、あるいはその内容についてまず伺いたいと思います。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

公共施設個別計画における対象建築物でありますけど、これについては教育施設、公営住宅等を除いておりますその他の施設、公共施設というもので策定しております。それはまず110棟であります。総面積については、約4万平方メートルになります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） また答弁から再質問させてもらいますが、当初予定していたものより取りまとめが時間がかかっていると、遅れていることになっていますが、これはどこに遅れる原因があったのかというところをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、大槌町公共施設の総合管理計画、今委託業務として発注済みであります。その内容につきましては、各個別施策の長寿命化計画の取りまとめ、個別計画が公共施設、学校、公営住宅、あとはインフラ等の橋梁とか11の個別計画があります。その取りまとめに時間を要していることであります。また、計画策定業務は委託で進めておりまして、新型コロナウイルス感染症の拡大により、当該業務の受注者との打合せなどにおいて、スケジュール変更が余儀なくされたことも要因としてあります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 昨今のコロナがこの部分におきましても影響しているということでありました。仕方ないことですね、コロナですから。ですので、まず今後予定は遅れていますが、なるべく早く出して、我々にも町の町民の方々にも示していただきたいということをお願いしておきます。

教育施設というさっきの答弁の中にありましたが、平成21年3月に閉校した旧金沢小学校、そしてまた平成22年3月に閉校した旧小鏈小学校あります。いずれにしても、教育施設というところから、もう閉校とともに用途がもう変わってきているので、教育施設という位置づけではないと思うんですが、この2つの学校の今後の方針について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

旧金沢小学校や旧小鏈小学校については、まず教育施設としてのこれまでの役割を終えたということで、用途を廃止して普通財産で今管理はしております。現在のところは、物品等の倉庫として使用しておりますが、将来的には解体撤去することが前提として位置づけております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） あの建物は、修繕して使えるような状況じゃないというふうに私も考えていますので、いずれは解体するのかなというところでは考えていますが、解体

したら、あそこの更地になったところに何をという話になるわけですね。やはり解体の時期というものは、跡地利用というものと一体となって、跡地利用が決まるまではあの状態にいるのか。あるいは、跡地利用はまず定まらなくても、まず最初に解体するか。そういうところの跡地利用と一体化、あるいは一体じゃないかというところの考え方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

改定後の跡地利用についてであります。廃止施設解体後の跡地利用の方法は、今後金沢小学校と今小鎚小学校という2つの名称がありましたので、その地区での今後の公共施設の再配置の計画とか、そういうものも併せて検討していくとありますが、まずは今物品等を保管しておりますが、その辺の倉庫の、役場としての倉庫の在り方もちょっと含めまして検討していかなければならないと思っていまして、まず最初に、跡地利用の再配置より解体が最初になるという可能性もあると考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） もちろん百数十年の歴史があった学校でありますから、解体する時期とか、あるいは跡地計画にはその地区の公共施設の配分等々の今答弁もありましたので、もちろんこれは地区に入って、地区の方々と膝を突き合わせた中で、まず役場と話し合った中で決めていくということだと思いますよね、再度確認させてください。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

まず、各地区にある公共施設に関しては、各地区の住民との話合いの中で必要性なり、あとは今後の再配置の計画なり、その辺は丁寧な説明をした上で、住民合意の下進めていくという考えであります。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） それで、公共建築物の、例えば集会所がありますよね。集会所なんかは本当に復興事業の関係で、町内各地区に新しい立派なものができました。この建物は、現代の、例えば暑さにも寒さにも対応できる冷暖房がきちんと整備されていますよね。それが今標準装備だと思うので。一方では、ちょっと古いものでは寒さにはどうにか対応できるんだけど、暑さには対応できないと、窓を開けるしかないというような夏場の使い方があってと思うんです。それはそれでやっていくというのであれば、ち

よっと集会所間の格差というのも出てくると思うので、やはりその部分は考えていただきたいなと思います。

単なる集会所は、地区の寄り合いコミュニティーの場合だけでなく、災害時にはそこに人がとどまるわけですね。ですので、どのような時期に災害が起きるか分かりませんので、できれば暖房はどうにかありますが、冷房の部分に関しまして、もう一度どの程度の施設が冷房が整備されてないのか、そしてまた、避難所等々の絡みのある中でどういうふうにしていけばいいのかというところをぜひ考えていただきたいと思うんです。何も1回にやれじゃないんですよ。また何もあのホールに冷暖房、冷房してけろということじゃないんですよ。例えば和室の6畳でも10畳でもいいと思うんです。そういう部分に冷房を計画的に設置したほうがいいんじゃないかなと思います、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 協働地域づくり推進課長。

○協働地域づくり推進課長（郷古 潔君） 御意見どうもありがとうございます。町内には13の集会所等ございます。ちょっと大体で申し訳ないのですが、冷房設備がある施設について、大体6つと記憶してございます。6つぐらいです。今いただきました議員の御意見も踏まえまして、先ほど説明させていただいた公共施設等総合管理計画、そしてまた個別の公共施設個別施設計画等の中で、今後計画的な対応ということで考えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 課長のほうから、今計画的に進めていくという前向きな答弁をいただきました。財政当局、これは財政課でも共有した中でちゃんと進めていってもらえますか、確認させてください。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（太田和浩君） お答えいたします。

今、東梅議員のおっしゃったまず避難所としての利用というのも想定されるという観点もありますので、その辺はちょっと、今後については計画的というか、まず財源等のこともありますので、その辺をちょっと検討しながらの計画を立てていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私のほうから、避難所含めてやはり冷暖房しっかりとしなきゃな

らないということで、国の指針も出ていますので、財源的なものもあると思うんですが、やはりそういう避難されている方々が、暑いときでも寒いときでも対応できるような体制は取りたいと思いますので、防災という観点も含めて、集会所も含めて、しっかりと予算計上できるような形で取り組んでまいりたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） ありがとうございます。今財政課、所管の公共建築物について、答えていただきました。1点だけ、公営住宅について尋ねたいと思います。復興事業で立派な公営住宅ができた一方で、ちょっと築年数が大分経過したものも見受けられます。いずれにしても、あれは例えば修繕するのか、あるいは今後例えば引っ越ししていただいても解体するのかという、それぞれ内部の中では計画があると思うんですが、その計画を今どのような内容なのかというところを課長のほうからお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 地域整備課長。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 公営住宅の耐用年数でございますけれども、木造住宅においては30年、それから鉄筋コンクリート造り、鉄骨造りについては70年ということになっています。現在ある651の管理している各公営住宅の中で、この耐用年数を超えている住宅が3か所ございまして、安渡町営住宅と第2沢山町営住宅、それから望洋ヶ丘町営住宅でございます。安渡町営住宅につきましては、現在4戸ありますけれども、全て住替えしていただいて、来年度調査解体の設計費用を計上して解体していきたいというふうに考えています。また、現在第2沢山町営住宅にしても住替えを大分の方がしていただいております。それから、現在並行して望洋ヶ丘の町営住宅にしても住替えということでの協議を進めているところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） いずれ公営住宅につきましても、古いものはまず整理していくということだったと思いますので、じゃあもうちょっと詳しい説明をお願いします。

○議長（小松則明君） 地域整備課長、引き続き。

○技監兼地域整備課長（那須 智君） 耐用年数が過ぎておりまして、全体の公営住宅の戸数としては十分充足しているというふうに考えてございますので、今そういう耐用年数を超えたものは解体していきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。今住んでいる方がいた場合は、丁寧に説明した中

で、協力をいただけるような対応をしていくことをまず望みたいと思います。よろしくお願いします。

最後になりますが、おおちゃんねるのことにつきまして若干お尋ねしますが、予算書、決算書から見ると、おおちゃんねるの有線の世帯使用料年間6,000円ですよね。ですので、数値的なものから金額から6,000円で割ると、約1,400世帯ぐらいになるのかなというところで私承知しましたが、その部分の対象世帯数の確認、一度お願いします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 有線テレビジョンの加入世帯数ということでございますけれども、本年の2月22日の現在ですと加入世帯数が1,446世帯という状況になっております。そのうち有料世帯数が1,338、その差の分というのは空き家の部分であったりだとか、町の施設だったり、生活保護での免除であったりだとか、そういった方々等もいらっしゃると思います。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。1,400という区切りのいいところでこれからお話ししたいと思うんですが、町全体の世帯数がこの広報、今月分の広報によると、まず5,300世帯です、約。ですので、この1,400と5,300の割り算というところで26%になるわけですが、町内の世帯数の26%というところは、今後このおおちゃんねるを充実するためにも、例えば職員の配置とか、予算のつけ方とか、26%というものをどう捉えるのか。74%が見られないから、そこにはお金を余りつけられないというような捉え方なのか。あるいはそうじゃないよと、26%であるが今以上のお金をつけた中で、充実させますよという、26%の部分はどういうふうにもまず財政的というか、町の予算を組み立てる上での有線テレビの中の位置づけというのは26%は、どういうふうに捉えていますか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） まず大槌町で今進めているケーブルテレビの事業なんですけれども、目的が地上波デジタルが受信できない難視聴地域向けのケーブルテレビ事業でございます。そういったところを考えますと、地上波で受けている番組の内容は、ケーブルテレビ事業によって受信できるというような状況になっております。たまたまケーブルテレビを活用して、おおちゃんねるというのは、別枠の番組を流しているというような状況になっておりますので、地上波デジタルのほうでの良視聴地域の方々と、難視聴地域の方々という部分で見れば、今のケーブルテレビ事業の状況で格差というの

はないというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） まずケーブルを整備していただいたおかげで、どこに行っても同じ内容のテレビが見られるということで、テレビを見る上での格差はないということで、それは私も認識しています。ただ、26%が要するに今のテレビを見られるわけですよね。その部分に対して、今後別な、例えば番組を作ると。そうするともちろん人もお金も必要になってくるわけですよね。だから、この26%というところがどういうところになるかというところなんです。ということは、74%の人はこれを見られないわけですよね、今のこの議会中継も。だから、その部分に関してどういうふうに捉えているのかなあと、いうところをお尋ねしたいわけでございます。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） ケーブルテレビ事業は、全町民の全町世帯の26%がケーブルテレビでテレビが見られるような状況になっているというようところでございますが、この事業自体そもそも加入者の方々から利用料徴収していただいて、事業等も進めている状況でございます。今の段階であっても、このケーブルテレビ事業に係る事業の費用を加入されている方々の利用料でもって全て賄えているかという、そういう状況にもないということもありますので、これに加えて新たな番組制作であったりだとか、そういったところの費用等加算していくと、やはり今度加入者の方々のほうの負担等も増えてくるんだろうなというふうに捉えているところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 1,400世帯の6,000円掛けると、おのずと800何がしというお金が出てきますんで、それで何でもかんでも賄えるというわけじゃないと。やろうとすれば、別な財源を入れなければいけないということでもあります。私も今回いつも見ているんですが、見ると同じものが流れるんですね。ですので、これは前も見たからもうという感じで、何回も見られなくなるんです。同じものだという認識があるから。ただ、この間、ジビエとかサーモンとかというものが映っていて、すごいきれいに制作になっているのを見ました。ああ、いいなと思って、今回もまたそのアニメが映っていますよね。いいなと思ってはいますが、ただやはりちなみにジビエとかサーモン、あれ結構立派にできていますが、制作費というところではどの程度なんですか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

今回そのおおちゃんねるで流しているジビエ、サーモン、それからアニメでございますが、これはおおちゃんねるで流すために制作したものではありません。今通常でインターネットで流しているものでございまして、製作費に関しましてはジビエについては、1本約50万円程度、1種類。アニメにつきましては1,200万円ほどでございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） おおちゃんねるのために作っているんじゃないと、もっと広いところで使っているんだということでもあります。であれば、もっと広いところで使っているものをおおちゃんねるの中に取り入れた中で、新しい放送というか、そういうものに取り組んでもいいんじゃないかなあと思うんです。自分でできないのであれば、内部の中のやり取りした中で、そういう部分を持ってきた中で、流すというやり方もぜひ今後やっていったほうがいいと思います。古いものは、もう新しいものに年度が変わったらするようにしたほうがいいと思います。そこはよろしく願いたいと思います。

また、有料の広告も町広報には結構なものがあって、それなりの広告料というのが町の財政の中に入ってくるわけですが、1,400世帯の部分に対するコマーシャルというところで、じゃあどの企業がというところが出てくると思うんですが、やはりその部分も広告料の掲載料あるいはというものを周知し、アピールした中でやはりあの中にそういうものも取り入れていったほうがいいのではないかなあと思います。いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） ケーブルテレビにおける広告ということなんですけれども、これについては条例で定めてはおりますけれども、多分恐らく皆さんは知らない方のほうがいらっしゃるのかなというふうに思っておりますので、この辺のケーブルテレビでの広告についてのPRのほうにつきましても、町広報紙等を活用しながら広く周知できるような形に持っていければ、利用者が出てくるのではないのかなというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） よろしく願います。3月、年度末でございます。この3月をもって勇退される方々もいると思いますので、これまでの御尽力に感謝を申し上げます。本当にお疲れさまでございました。

以上をもちまして一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君の質問を終結いたします。

1時30分まで休憩いたします。

休 憩

午後 0時21分

○

再 開

午後 1時30分

○議長（小松則明君） 再開します。

臼澤良一君の質問を許します。御登壇願います。臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 永伸会の臼澤良一です。議長の許可を得ましたので、通告に基づき質問します。

東日本大震災から間もなく11回目を迎え、大槌町としても新しい展開が求められています。依然として新型コロナウイルス感染症の終息を見通せない中、大槌町においても日々の暮らしやなりわいなど、多方面にわたって大きな影響を受けていながら、感染予防や経済活動に当たってくださっておられる関係者の皆様に敬意を表します。

私も多くの町民の皆様の期待に応えられるよう一生懸命活動していくことを申し上げ、質問に入らせていただきます。

初めに、条例規則の公布手続の不備について御質問します。

過日、新聞テレビ等で大槌町が条例や規則の公布を1年半間にわたり怠っていたことが分かったとの不適切な事務処理の実態が報道されました。私は、二度とこのような事態が起こらないことを願ってあえて質問いたします。

最近でも役場内で不適切な事務処理が発覚するたびに、町長が陳謝しておりますが、相次ぐ不祥事の発生は、役場内における管理面の課題があるのではないかと考えられます。今回のことも含め町民から不安の声が高まっており、町職員に対する信頼を損なう事態となっております。ひいては行政不信につながるのではないかと懸念しております。

発生要因を推測すると、町職員の公務員としての意識の欠如はもとより、職員一人一人のそれぞれの不祥事防止に対する意識の欠如や、役場組織の管理監督等に問題があるのではないかと思います。不適切な事務処理の起こる要因の一つとしては、組織や上司のマネジメント能力といったことも関わってくるのではないかと思います。このような事務処理は何の兆候もなく突然起きたのではなく、必ず何らかの予兆があったと思います。

そこで、これまでの対応の何がよくなかったのか今回の不祥事が発生したと認識して

いるのかをお伺いします。

また、去る2月16日に行われた町長の記者会見で、再発防止に向けて新たな人事評価制度を2022年度に導入し、職員の組織力の向上を図ると述べておりますが、制度の導入後、職員の公務員としての意識や能力の向上をどのように図っていこうとしているのかお伺いします。

次に、職員採用後の研修体制について御質問いたします。

職場では、採用時の配属先の上司により、その後の新任職員の仕事に対する姿勢に大きく影響されると言われております。採用時、中間管理職、管理職と、昇格人事が行われた際に、それぞれの重責を果たすための心構えを含め、役職に応じてどのような研修が行われているかをお伺いします。

また、役所の仕事は文書で始まり文書で終わると言われており、事務分掌の全てが文書で行われていると認識しております。大槌町でも、大槌町公文書管理条例を制定しております。これによりますと、職員に対し公文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする明記されております。

しかし、公文書管理条例を制定しても不祥事が絶えないということは、職員の身に付いていないと思っております。そこで、公文書管理の専門家を任期付で雇用し、職員の研修も含め徹底して対応すべきであると考えますが、御見解をお伺いします。

次に、脱炭素社会の実現に向けての取組について御質問します。

最近の環境問題は、気候変動が要因と推測される自然災害の多発などが挙げられ、環境問題は経済の発展のためにも、近々に解決しなければならない重要な課題となっております。国においては、2020年12月、2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略を策定し、2050年脱炭素社会に向けたロードマップづくり等の検討が始まっております。岩手県でも、昨年2月、温室効果ガス排出量の2050年実績ゼロの達成に向けて、地域経済や県民の生活の向上にもつながるよう、オール岩手で気候変動対策に取り組むことを発表しております。

脱炭素社会に向けて、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部が改正され、昨年6月2日に施行されております。それによりますと、2050年までの脱炭素社会の実現のために、市町村は地域の脱炭素化の施策や促進目標を定める実行計画の策定に努めることとされておりますが、この策定計画に対する町としての考え方を伺います。

次に、環境基本計画の策定について御質問します。

第9次大槌町総合計画において、良質な自然環境保全と環境衛生の向上を主な取組として、地球温暖化対策の推進を掲げております。既に、環境保全についての基本理念を定めた大槌町環境基本条例並びに大槌町環境基本条例施行規則も制定しております。しかし、平成17年3月に大槌町環境基本計画を策定して以来、現在に至るまで見直しもされておりました。

このため、一昨年3月議会定例会で、早急に対応すべきであると質問した経緯がありますが、過日行われた来年度予算の説明では、来年度は計画策定に向けて取り組んでいく旨の説明を受け、安心したところであります。

そこで、持続可能な社会の構築に向けて、また大槌の豊かさをみんなで引き継ぐために、どのような項目や点に力を入れて環境施策の展開を図っていくのかお伺いします。

次に、プラスチックごみの削減対策について御質問します。

家庭から出るプラスチックごみは、従来弁当の容器など容器包装プラスチックとして分別回収の対象となっております。プラスチック資源循環促進法の施行で、本年4月からさらに文具やおもちゃなどのプラスチック製品も一括回収することが自治体の努力義務となりました。

環境省では、本年4月1日からプラスチック製品の多くが分別収集やリサイクルの対象となることを受けて、具体的な収集対象を盛り込んだ手引書を公表しております。収集を担う自治体は、この手引書を参考に具体的な分別ルールを作成する必要がありますが、国では収集負担の一部を支援する方針と伺っております。

プラスチックごみといえば、海洋汚染の問題が挙げられます。漁業を主幹産業とする大槌町にとっても、プラスチックごみの削減対策のため、新たなルールをつくり、プラスチック製品の一括回収をすべきであると考えますが、御見解をお伺いします。

次に、森林の管理並びに環境保全整備について御質問します。

初めに、森林の管理について御質問します。国内の森林の現状を見ますと、森林所有者の9割以上が10ヘクタール以下の零細経営者であり、その25%以上が地元不在者であるとのデータを目にしております。樹齢50年から60年のいわゆる伐採期を迎える人工林が約5割、その上間伐できずに放置され、荒廃が進む森林があるというデータもあります。

このため、森林所有者が管理できない森林について、市町村が経営管理権を設定し、

さらに経営管理実施権を設定した業者に委託できる、いわゆる森林経営管理法が2018年5月25日に成立し、2019年4月1日に施行され、新たな森林管理システムがスタートしております。2020年の農林業センサスによりますと、大槌町の林野面積1万7,570ヘクタールで、町の総面積の約88%を占めます。また、林業経営体数を見ますと、2005年の207経営体から、2020年では9経営体に減少しており、森林経営管理が厳しい状況にあるのではないかと推察をしております。

そこで、森林経営管理法が施行されてから、この法律により大槌町の森林の現状把握や実態調査した経過があればお伺いします。

また、大槌町の森林を見ますと、国、県、町の公有林のほか、私有林がありますが、以前のように森林が利用されず、適切な管理が行き届かないところも見受けられ、管理や手入れの困難さを感じております。これは、林業をなりわいとする方が少ないことと関係があるのではないかと推察しますが、大槌町の林業の現状と課題についてお伺いします。

次に、森林環境譲与税の活用について御質問します。

なぜこの質問をするかと申しますと、森林環境譲与税を活用し、森林を整備できれば、町民の森林環境保全の意識向上にもつながるものと思うからです。2021年3月、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が成立され、先立って2019年度から森林環境譲与税が大槌町にも譲与されておりますが、現在までの公布状況と今後の推移について、また譲与税の活用実績と今後の活用予定についてお伺いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。時間があれば再質問をさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 臼澤良一議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、条例規則の公布手続の不備についてお答えをいたします。

これまで不適切な事務処理の再発防止策として、法令遵守の徹底、研修の強化や、所属班内の連携強化、進捗管理の共有化を図るため、定期的なミーティングの開催等様々な対策を掲げ、実施してまいりました。

しかしながら、今回結果としてこれらの対策が十分に生かし切れていない実態を露呈したものと認識をしております。この認識に立ち、改めて根本的問題について、昨年より課題の掘り起こしを行ってまいりました。そこから見えてきたことは第一に、様々な

再発防止策の根底とも言える現行の人事組織管理体制が従来の管理体制を踏襲したものであり、効果的で実行力を伴わないものであること。第二に、管理職及び職員の職責に応じたスキルの向上、意識の醸成を図るべき研修メニューが形式的で実効性を伴う内容でないこと。第三に、仕事の進め方の基本である所属班内の情報連携の在り方や進捗管理の重要性についての認識が希薄であり、不注意による誤りなどにつながっていることが挙げられます。

このことを踏まえ、本年4月から新たな人事組織管理の仕組みとして、人事評価制度を導入し、業務評価と能力評価の両面から、職員の能力向上と生産性向上を目指すとともに、職員研修について、職員としての心構えや役割を明確にし、それを実行するためのノウハウについて徹底的に教育する研修を実施してまいります。

次に、人事評価制度についてお答えいたします。

昨年10月から大槌町人事評価制度の再構築事業に着手しており、来年度まで段階的に制度の見直しを行うこととしております。再構築に当たっては、仕事全体を評価できる仕組みとするため、事務事業における目標の達成度とそこに至るまでの過程を発揮した能力の両面に着目し、計画、プラン、実行DO、評価チェック、改善アクションのPDCAサイクルにより、組織の効率的、効果的な運営を推進するとともに職員の人材育成と能力開発の促進を図るものです。

特に、職員一人一人が期待される行動と成果を残せる職員に成長できるよう目標設定までのプロセスや、上司と部下のコミュニケーションを重視し、面談に重点を置いた仕組みとしております。上司は、職員一人一人の現状を知り、強み、弱みを分析し、持てる能力を最大限に発揮できるよう事務事業の進捗管理をこれまで以上に徹底するとともに、業務内容の再検証を双方向から行い、効果の薄い事業のスクラップを進めていくことで、個別の労働生産性と組織力の向上を図り、より効率的、効果的な行政運営の推進に努めてまいります。

次に、職員の研修体制についてお答えをいたします。

現在実施している主な研修は、新規採用職員から経験年数に応じて段階的に行うものや、OJTやコーチング等の人材育成、法務、税務、財務、契約、政策形成など、専門分野ごとに行うもの、また中堅職や管理職などの職責に応じて行うものなどがあります。次年度以降の研修については、マニュアル整備や説明で終わることのないよう、実質的な研修体制に改めます。特に、管理職昇格者には、管理職としての心構えや、ミッショ

ンを明確にして、それを実行するためのノウハウについて徹底的に教育する研修に努めます。

次に、公文書管理についてお答えをいたします。

公文書管理条例を制定後、各課の文書処理を行う文書取扱担当者は各班1名とし、文書管理の体制強化を図り、公文書目録や保存期限の再確認、既存書庫の整理等を含めて併せて進め、情報公開請求にも速やかに対応できるよう文書管理の効率化を図っております。本条例第10条において、研修の実施により、職員のスキルアップを図ることとすることから、公文書等に携わる専門職、コーディネーター等の配置については、現時点では考えておりません。

次に、地域の脱炭素化の施策と促進目標を定める実行計画の策定に対する考え方についてお答えをいたします。

地球温暖化対策推進についての方向性や目標は、町民や事業者等の町全体で共有し、連携しながら取り組んでいかなければならないと認識をしているところであります。地域の脱炭素化の施策や、促進目標を定めた実行結果につきましては、上位計画となる環境基本計画においても、重要な施策に位置することから、来年度から予定している環境基本計画策定の取組の中で検討してまいります。

次に、環境基本計画の策定についてお答えをいたします。

本計画につきましては、町民憲章大槌町環境基本条例に定める目的、経緯、基本理念と国や県が定める法令や計画等の整合性を遵守し、策定をいたします。施策の展開といたしましては、震災によって変化した現在の状況の反映と昨今の環境情勢を鑑み、大槌の環境を後世に引き継ぐための課題を整理した中から、町としての責務、町民の責務、事業者の責務を具体化し、展開してまいります。

また、環境の保全の理解を深めることや、継承の観点から、教育や学習の振興や、町内の自発的な活動を促進させ、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、プラスチックごみの削減対策についてお答えをいたします。

当町では、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、沿岸南部地域では、他市町に先駆けて平成23年から容器包装プラスチックの分別収集に取り組んできたところであります。

議員御指摘のとおり、本年4月からプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、市町村は家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及

び分別収集物の再商品化、国の施策に準じて必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされております。

現段階では、分別収集の再商品化の委託に関する詳細が令和5年度に向けて、来年度中に示される見込みであります。当町におきましても、引き続き情報収集に努めながら、適正な分別基準を定めるなど、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括回収に向けて準備を進めてまいります。

次に、大槌町の森林の現状把握や意向調査の状況についてお答えをいたします。

令和元年度から森林環境譲与税を財源とする森林経営管理制度が始まり、当町においても森林管理の現状を確認するため、令和元年度に町内の森林資源管理図と所有者を調査し、システム化を行いました。システム化したデータを基に町内を小鎚、金沢、大槌、吉里吉里の4地区に分け、令和2年度から1地区当たり4年間を調査期間とし、全16年間の予定で、所有者の森林管理の意向調査を開始しております。

令和2年度は、小鎚地区、主に種戸エリア768ヘクタール、67名の所有者に調査表を郵送し、回答率はおおむね7割となり、併せて今後の制度について説明会を開催いたしました。本年度は、小鎚地区、主に臼澤エリア782ヘクタール、171名の所有者に調査票を郵送し、回答率はおおむね7割となり、現在取りまとめを行っております。未回答の方には再度通知、連絡しておりますが、相続が未登記により管理者が曖昧になっている山林もあり、今までに回答いただいた所有者の意向のうち、約7割は今後自分で管理ができないとの回答であります。来年度以降も引き続き所有者の意向確認を行い、実際に現地を確認しながら、現場に即した管理計画を所有者と調整してまいります。

次に、大槌町の林業の現状と課題についてお答えをいたします。

当町も含めた林業の現状は、森林需要の低迷や輸入材との競合等により、長期にわたり木材価格が下落し、林業従事者も減少傾向にあります。高度成長期に日本の成長を見越して、一斉に植林が行われたため、同時期に伐期が到来しており、木材需要の低迷などによる林業従事者などの減少や高齢化により、管理が追いついていないことや、沿岸特有の急勾配な地形のため、管理や木材搬出の難しさが課題となっております。

また、森林所有者の高齢化や代替わりにより、山林の所在や管理が行き届かず、伐期を迎えても人工林の手入れ不足による木材価格の低下や、それに伴う森林の持つ多面的機能の低下も懸念されております。

この課題を解決するためにも、現在取り組んでいる新たな森林経営管理制度により、

現状の把握と所有者の意向確認を行いながら、実効性のある森林管理を継続的に行っていく必要があると考えております。

次に、森林環境譲与税の現在までの交付状況と今後の推移、また活用実績と今後の活用予定についてお答えをいたします。

森林環境譲与税の交付実績は、令和元年度592万2,000円、昨年度1,258万6,000円、本年度1,260万円、現在までに合計3,110万8,000円が交付されております。今後の推移は見込みとなりますが、令和4年度、令和5年度では1,628万8,000円、令和6年度では1,990万円の見込みとなっております。これは、県と市町村の交付割合が2年に一度見直され、市町村の交付割合が増加するものであります。

活用実績は、小鎚地区の意向調査費用として、昨年度は896万5,000円、本年度は236万円を予定しております。来年度まで残す地区の意向調査を基に令和5年度より小鎚地区の森林整備を実施し、併せて令和6年度より金沢地区の意向調査を実施する予定となっております。

活用予定は、令和16年度までに町内全域の意向調査が完了する予定であり、それ以降も継続して、所有者の意向調査を実施しますので、調査費用と意向確認後、意向確認が完了した地区の地区ごとの森林整備を実施し、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や、普及啓発等の森林整備及びその促進に活用してまいります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 御丁寧な御答弁いただきありがとうございます。

それでは、持ち時間の範囲内で再質問させていただきます。

先ほど澤山議員さんも質問しましたので、重複する面があると思いますが、よろしくをお願いします。実はこのような質問は、二度と起こしてはほしくないという思いを込めて再質問いたします。

1つ目は、この条例や規則の未公布といっても、一般の方々には何かこうぴんどこない話だと思っています。役場の掲示板なんて誰も見ていないという人もいるかもしれませんが、しかしそれをしなければ、条例や規則の効力は発生しないんだ、無効なんだということを強調したいと思います。

そもそも公布行為というのは行政運営の基本中の基本だと思っています。それが1年半もの間できていないということは、全国的に極めて異例のことだと思っています。当局ではこれまで不祥事が相次いでおりますが、今回ほど大きな不祥事が発生したという

ことは、私は役場自体が機能不全に陥っていると言っても過言ではないと思っています。ましてや今回の不祥事の最大の原因は、総務経験が長く総務部長までされた町長が1年半も未公布に気づかなかったことにあると思います。これはもう当局の長年にわたる組織的な問題だと思います。

町民の皆様からは、不祥事の説明を求める声が私のところに多数寄せられております。他の自治体職員からは、あり得ない話だとか、本当に絶句するとそういう声が上がっています。まず、事の深刻さを町内の方々に共有すべく、行政区が大槌町10地区ありますので、行政区に出向いて説明すべきだと思いますが、当局にはその責務があると思いますが、御見解をお伺いします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 住民説明会ということになりますと、やはり口頭で説明というような形になろうかと思います。本件につきましては、住民説明会で質疑等々して説明するよりも、町の広報紙で今回の条例規則の公布手続の不備について説明して、Q&A方式で分かりやすく、どのようにこれから取り扱う等、当局がしようとしているのか説明したほうが、お一人お一人に伝わりやすいというふうに考えております。広報4月号に掲載して、議案提案時に想定していたとおり、適宜に公布施行していたものとして取り扱うことをお願いしたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） やはり町民の方々が具体的に原因が何で、何が問題なのかとか、どういうふうに町民の方にはね返ってくるのかと、一々心配している声がありますので、その辺をきっちりと吸い上げるような周知活動をしていただければありがたいです。

2点目なんですが、地方自治法第2条第16項によりますと、地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならないというものがあります。また、第17項によりますと、規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とすると定めています。これから解釈するに、地方自治法第16条と大槌町の公告式条例の規定に違反しているので、未公布の条例規則は私は無効だと思っていますが、当局もこれを認めたものと思っています。そして、未公布だった条例とか規則を昨年11月8日に、規定に基づき公布したということですが、未公布のものを後から公布するという規定は、私は聞いたこともございません。存在しないと思っています。ですから、後から公布しても法的に認められるものではないし、何の解決にもなっていないと思っています。

今回の未公布は、議会の議決を著しく侵害するものですし、一般質問で終われるような話ではないと思っています。私が調べた中では、先ほどもお話ありました長野県の朝日村で条例3件が未公布だったということと、それから千葉県の船橋市で、法人市民税の税制が漏れがあったという1市1村でそういうことがあって、しかし朝日村では、解決策として、その条例は一旦公布された直後に廃止して、新たな条例が提案可決されております。船橋市では、本来規定すべき税率に改正した、遡って法人市民税を適用しております。

一方では、大槌町では未公布が82件に及ぶことから、違法状態を認めてほしいという、というふうに私感じていますが、でもはい、分かりましたとそういうふうに認めるのは大変難しいのではないかと考えています。ある実際の議員さんからは、そんなお願いするなんて信じられないという、そういう声も私のほうに届いております。こうした無理筋なお願いは全国初の事例だと思いますが、そんな点を確認させていただきたいと思っています。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 他自治体での例ということで御質問等ございました。

私どものほうも過去において、市条例の改正漏れがあって、不利益、不遡及であるものの税率を遡及適用するとして、再度条例を議決した事案があるということは把握しました。この事案につきましては、実際には改正施行すべきであった税率で申告納付手続を実施していたという点については、当町のほうと既に行っていたということで類似はしているんですけれども、そもそも根拠条例の改正作業自体は行っていなかったという点では、今回の大槌町の場合と事案は異なっております。

当町の事案においては、改正については議決がもう既に行われており、議決自体は有効でございます。その時点においては、適切な意思決定がなされていたものであるということから、改めて議決は行わないで、議会提案時に想定したとおりに取り扱わせていただきたいというふうに町民の皆様をお願いしているところでございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 今、総務課長さんの答弁でちょっと私理解に苦しむところがあって、自分の能力の中でもちょっと理解できない点がありますので、改めてそれはお尋ねしたいと思います。時間の関係で前に進みます。

町の税金とか、介護保険、それから国民健康保険などの条例というのは、法的効力が

ない状態で私は調整されていると認識しています。税制度の改正とか所得の関係で、それらの額が例えば変更になった方もたくさんおられると思いますが、未公布期間に該当する町税とか、保険料等で、その総額はどのぐらいになったのでしょうか。

○議長（小松則明君） 大丈夫ですか。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 今回の事案を受けて、各課のほうにお願いして、分かった部分での回答ということになりますけれども、令和2年に制定した大槌町すこやか子育て医療給付金条例の一部改正ということで、これについては影響を受ける町民というのは168名に上ります。令和2年度で174件で42万9,000円。令和3年度で197件で40万8,000円というものでございます。そのほかコミュニティー活動を行う町内会とか自治会等の補助金等々がございます。そういったものでございます。そのほか介護保険料でございすけれども、令和3年度の介護保険料においては、令和3年度の賦課資料等から想定すると、保険料は4,333件に上って、金額でいうと2億7,638万6,000円ぐらいになるのではないのかなというふうに捉えているところでございます。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 初めてその金額を聞いて、その額の大きさにびっくりしたんですが、条例とか規則が無効であれば、その差額分を返してほしいという、そういう訴えられたら、町としてどういうふうにされるのでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私のほうからその辺についてお話しさせていただきます。

町民が訴えた場合ですけれども、それが認められた場合になります。そうならば、認められた方だけではなくて、全部の方々に影響するものと思っております。ですから、1人の方が訴えられて、それが認められるということになれば、その結果、それに係る全員の方々が対応を図ることが町として必要だと考えております。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 聞いただけで、私もちょっと身震いがするぐらいのもう重大なことになっている、なったんだと思います。そのほかに税の関係以外にも、課とか委員会の設置条例、報酬、給与、施設管理の条例規則なども、私は無効になって無効だったと思っています。当局としては数が多くて大変だし、町民が利益得る部分と、不利益を得る部分があるので、公平性が確保できないという主張ですが、私は思うに不利益と利益は表裏一体、そういうふうに思います。本来であれば、合法化のための再議決が必要だ

と考えますが、町当局はどのような考えをお持ちなのでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 適正な施行が可能かどうかというところで、未公布条例の46件、それから規則36件について、1件ずつ確認していかなければならないという現実を見たときに、相当のやっぱり事務量と時間、費用等々から考えると、なかなか困難であるというふうに捉えております。そういったことから、昨年11月の8日に私どものほうで公布手続は取らせていただいておりますけれども、その部分をもって適宜に公布、施行されているものとして取り扱うこととしたいということで町民の皆様をお願いしたいというものでございます。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） すみません、ちょっと私も勉強不足で、課長さんの答弁を理解するのがこの場では苦しいんですが、改めてまたお尋ねさせていただきます。

介護保険とか、それから所得税率に係るものなど、これは先ほど澤山議員さんも質問されたとおり、国とか県の財源が関係することだと思います。国とか県への報告義務があるのか、また国や県から未公布による違法状態を黙認してもらえるか。そういう保証はもう得られているのでしょうか。得られる、何ですか、考え方とか、そういう事務処理を進めているのか、交渉を進めているのか、その辺をお尋ねします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 今回の条例規則の未公布に係る国、県への報告義務というところなんですけれども、今のところ国等からの特に連絡がない状態でございます。現時点では、特にこれに係る報告義務というのはないものというふうに私どものほうは捉えております。

それから、あと黙認してもらえるかという質問なんでございますけれども、現時点については私どものほうでは分かりません。申し訳ございません。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 国、県からのこれからどういう指導が入るかということについて、まだ見通しがつかないということなのでしょうか。もう一度。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 今のところ、国、県のほうから条例未公布に係ることについての報告というか、そういったことについては特に連絡がないというような状況

でございます。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 分かりました。国、県もこういう事例というのは、余りというか初めてのケースだと思っていますので、向こうのほうでもかなり検討している状況だと思います。また、それについて動きがあったら、議会のほうにも御説明していただければありがたいです。

それから、公務員としての基本中の基本である公布手続を町長が1年半も気づかなかったということは、私首長としての資質が問われると思いますし、このような状況では、今後もかなり厳しい行政運営が予想されます。一連の対応策を明らかにした上で、これらを全て職員全体の共通認識にするとともに、町民の皆様に理解していただける十分な説明と対応が私は不可欠だと思っています。我々議員としても当局の相次ぐ不祥事を正すことに時間をかけるのではなくて、本当であれば町民の皆様の夢と希望を与えるような議論を行いたいと思っています。ですから、当局の不祥事が復興の足を私は引っ張っていると、そう思われますが、こういうことに対して町長の見解をお伺いします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私が法務に関わりが深い中で、1年半気づかなかったと、大変申し訳なくじくじたる思いであります。今の状況を見ますと、1年半となりますが、もし私が気づかなかつたらば、2年、3年になるような状況が今あったような気がします。今回のことでは、先ほど申しましたとおり、様々に情報連絡とか、様々にやらなきゃならないことがいっぱいありますので、しっかりとそういうところを見直していく、改善をしていくという取組は必要だと思います。

また、議員御指摘のとおり、足かせかという部分については、足かせになっていると思います。こういうことになると、やはりほかの様々なまちづくりの議論の部分もしっかりとやれないという部分については、やはり大変申し訳なく思っておりますので、しっかりとこういうことがないように、4月からの人事管理も含めて襟を正してやっていかなきゃならないことだと思いますので、私自身も今以上に、各分野に私の経験を含めて確認をしていく必要があるだろうなと思っております。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） ありがとうございます。そういう決意の下で、行政執行を当たっていただければ、ありがたいと思います。

それから、今後の対応策なんですが、例えば議会、付議事件簿処理簿のような台帳を役所のほうで作成すべきではないのかと思っています。なぜかという、議案番号とか、議案名、提出年月日、さらに議決年月日、議決結果、議会からの通知、担当課の通知、条例の場合は条例の年月日を、そういうことを記入者、処理簿を作って、年度別の台帳のようなものとして事務処理を確認してはどうでしょうか。これは、どこの自治体でもやっているとは私は感じているんですが、そういうことに対しての事務処理を行うかどうか確認させてください。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 条例関係の台帳管理ということになりますけれども、現在台帳もございます。その内容は、年別に整理されておりまして、公布日、それから公布番号、議決日、条例規則の名称、それから担当課、担当者名等を記入して管理しているということで、ここの部分についてはずっと行っている。未公布の時期も含めて管理台帳上は、台帳は管理されていたという状況でございます。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 現在の管理、管理簿があるということであれば、本当に決してこういう事例は起きないとそのように思っていますので、改めて文書に始まり文書で終わるという心構えを各職員の方に徹底して、二度とこういうことが発生しないように努めていただきたいと思います。

ちょっと時間の関係で環境行政についての御質問させていただきます。

まず1点目です。国の地球温暖化防止対策、官民一体で取り組んでおりますが、2月22日の岩手日報にも、県内の企業では温暖化効果ガス排出量をゼロにする動きが急速に広がっております。企業も取組を加速しておりますが、環境問題は足元から行動することが重要です。岩手県のホームページを見ますと、大槌町には大槌町地球温暖化対策協議会が平成22年度11月8日に設立されていますが、この協議会の活動状況についてお尋ねします。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） お答えします。

協議会自体なんですが、その後4か月後には震災ということがありまして、それ以降の足取りというか、動きは承知していないところです。ただし、協議会自体の活動については、当時平成23年度から容器包装プラスチックの分別等も行っております。さらに、

沿岸南部の広域のごみ処理にも参加しているということで、そこら辺を含めて、地球温暖化に対する取組を行うための協議会ということで設立しておったと感じております。

ただ、今回予定しております環境基本計画の中で、その点につきましても協議しながら、活動を展開していきたいなという思いではあります。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。せっかく町民の皆さん方が苦勞してつくった協議会というのがあるわけですので、それに魂を入れて、現在の状況に合った活動を展開してほしいと思っています。ぜひそれをお願いします。

それから、来年度新しい環境基本計画を策定するということですが、平成17年に策定した計画との大きな違いというのは、どんなことがあるんでしょうか、ちょっと例を挙げて説明を、お話しをいただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（関 貴紀君） お答えします。

先ほどのちょっと答弁の中でも重複する部分はあるんですが、前回の計画の策定からこれまでに、地区環境への懸念ということで、様々な手段によって大きく取り上げられて、国においても法律の改正やら行っておられます。環境への対応や対策は、変化しているところを、今回の計画に整合性を持って反映させるということになります。

次に、計画に掲げる施策の展開でございますが、町民、事業者、そして行政の役割を果たしていくことが必要となるわけでありまして。このことから、環境保全に対する理解や認識をまず深めていくことが大事だと思っております。施策が円滑に実行できるように、環境学習を推進し、環境保全意識の向上に取り組んでまいりたいと思っております。

また、日々の暮らしの中におきまして、依存度が高く欠かすことができないプラスチック製品の処分の在り方についても、検討するということで、そこら辺を強く打ち出していきたいなと思っております。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。環境、刻々と変わっています。環境行政。ですから、変化にマッチした計画を策定するように、ちょっとお願いしたいと思っております。

次の森林環境保全整備について、御質問します。

先ほど御質問したとおり、林業経営体数を見ますと、2005年の207の経営体から、2020

年は9経営体に減少しています。減少したところを見ますと、森林経営管理が本当に厳しい、そういうことから減少していると思います。経営体の増加には、産業振興課長さんが先頭に立って解決に御苦労されているとっていますが、先ほどの答弁で理解しました。それで、どのような手法を取り入れていくべきか、例を挙げてもう少し踏み込んだお考えをお聞かせください。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

国の事業で行われてございます緑の雇用事業終了した研修修了者や、研修生を迎え入れたり、あとは来年度の4月から、来年の4月といいますか今回の4月からなんですが、実は地域おこし協力隊で、吉里吉里国のほうに2名ほど林業の、何ていうか、担い手として入隊する予定でございます。多方面におきまして、森林の保全や多面的機能の発揮に従事できるよう、そしてそれがなりわいとなって生活できるような産業に育てていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） ありがとうございます。林業経営者に夢を与えるような管理をしてほしいとそうふうに思っています。

私、森林環境譲与税の質問をしましたが、なぜこういう質問しますと、市町村に配っている財源は現在借入金で賄っておりますが、2024年度、令和6年度から、個人の住民均等割、住民税の均等割の枠組みに用いて、国税として1人年間1,000円を市町村が賦課徴収するとされているため、質問を通して税の生かされ方が理解できるか、理解していただけるものと思って、納税者一人一人の有益になると考えたからでございます。

森林環境譲与税の現在までの交付実績は、3,110万8,000円、活用年度は先ほど予定を含めて、1,132万5,000円。森林所有者の意向調査に活用しているが、これ以外に林業の担い手育成などのほうでも、森林のよさをPRするためにこの環境譲与税を使ってほしいと、そうふうに思っていますが、お考えをお聞かせください。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。現在におきましては、急務になっているのが所有者の意向確認事業を行ってございますが、4年サイクルでは森林整備、調査した森林整備を行ってまいります。そういった中では、所有者の方々、それから町内の方々に向けた森林が持つ多面的な機能につきましてもPRしてまいりたい

というふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 積極的なPRをして、大槌町の森林のよさを1人でも多くの方々に御理解いただけるよう、お願いしたいと思っています。

次に、県内企業で、温室効果ガスの排出量を実質ゼロにして、ゼロの実現に向けた動きが加速しております。山林のCO₂を吸収する吸収量を購入して、排出を埋め合わせをする、カーボンオフセットを利用する企業は岩手県内に増えています。釜石地方森林組合では、昨年11月にフォレストック認定対象森林として認定され、年間CO₂の吸収量が6,651トン、1年間で6,651トン吸収するという評価されております。ぜひこの大槌町としても、この制度を取り入れて、積極的な対応をしていただければと思っていますが、お考えをお伺いします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） 白澤議員には、フォレストック制度に関しまして御理解を示していただきましてありがとうございます。

先ほど今白澤議員がお話ししたとおり、日本フォレストック協会ですね、そちらのホームページには、釜石地方森林組合が今回フォレストックの認証を受けたという掲載がございます。こちらがその報告書でございますが、その中には実は大槌町が既に含まれてございまして、大槌町の今回の釜石地方森林区組合の2,400ヘクタールのうち、大槌町の町有林が856.29ヘクタール、1番ですね。今回認定された、フォレストック制度によって認定された2,400ヘクタールのうち大槌町の町有林が1番ということでございます。今後につきましても、森林組合とともにCO₂のクレジットであるだとか、そういったPRに努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。ぜひ大槌町の町の森林もCO₂削減のために寄与しているということを内外にPRしていただければありがたいです。

それから、森が手入れをされずに荒れていることに対する危機感は、私はみんな同じだと思っています。持続的な森林保全の取組は、陸の豊かさを守ることにもつながるので、ぜひそういうことも力を入れてほしいとお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 白澤良一君の質問を終結いたします。

14時40分まで休憩いたします。

休 憩

午後 2時30分

○

再 開

午後 2時40分

○議長（小松則明君） 再開します。

阿部俊作君の質問を許します。御登壇願います。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 日本共産党、永伸会の阿部俊作でございます。議長のお許しが出ましたので一般質問をさせていただきます。

今月3月11日で、東北地方太平洋沖地震津波から11年になります。津波を経験した私たちにとっては、命ある限りこの災害による心が癒えるものとは思っておりません。

地球、自然環境の中でいかに生きていこうかと模索している中、1人の独裁者により武力によって他国を侵略するという戦争が起こってしまいました。人間の権力に対する執着と、執着しようとする欲望に恐怖と悲しみを覚えます。ロシア国民には、平和で豊かな国づくりをするようお願いして、一般質問に入ります。

まず、3つのことをお尋ねしたいと思います。

町条例の取扱いについて、2つ目には漁業の支援策について、3つ目震災遺構についてでございます。

最初に、町条例の取扱いについてお尋ねいたします。

大槌町条例の公布について不備があったことが新聞等において報道され、常任委員会でも説明されました。単純なうっかりミスでは済まされない重大な問題であることは、当局の説明と謝罪でも分かりましたが、法治国家の日本の中で条例を執行する当局が条例の取扱いをおろそかにするとは、町民の信頼を裏切ることであり、法治国家の意味が理解できていないのではないかと感じます。当局の条例に対する安易な姿勢は、今に始まったことではありません。赤浜の震災遺構として民宿を含めた観光船はまゆりの条例を無視して、先に解体を始めようとしたことでも、条例に対する意識が低いことが分かります。

私がここで取り上げたのは、当局が責任ある場所で、原因究明と法的根拠を失ったまま執行された条例の取扱いと、再発防止、そして責任の所在をはっきりさせるべきではないかと思ったからであります。当局の見解を伺います。

次に、漁業の支援策についてお尋ねいたします。

湾岸漁業では磯焼け被害、ホタテガイ養殖では貝の死滅などで、漁獲量が減り、さらには自粛営業の影響で飲食店への販売が落ち込んだことにより、震災後に再建した自宅の住宅ローン支払いが重くのしかかっているなどの声を聞きました。漁民生活の現状と支援策についてお伺いいたします。

次に、震災遺構についてお尋ねいたします。

忘れない、伝える、備えると、震災伝承について当局は話されますが、赤浜の民宿跡地については、はまゆり保存会は遺構保存とモニュメント案を提唱してきましたが、なかなか進展が見られないことから、当局では別の土地利用を考えているのではないかと感じました。その点、お尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 阿部俊作議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、町条例の取扱いについてお答えをいたします。

地方自治法に基づき、適法かつ適切に町行政を執行すべきにもかかわらず、このような事案が生じたことについて、町民の皆様の信頼を損なうことになったことに行政運営を預かる者として、重く受け止めております。

公布手続の不備については、事後的対応で過去に遡り、全てが適法な状態となるような整理にすることは不可能であり、議案提案時に想定したとおり、適宜に公布、施行されたものとして取り扱うことは、町民の利益を最優先に考えた上での判断であります。

再発防止については、本年4月から新たな人事組織管理の仕組みとして、人事評価制度を導入し、業務評価と能力評価の両面から職員の能力向上と生産性向上を目指すとともに、職員研修について、職員としての心構えや役割を明確にし、それを実行するためのノウハウについて徹底的に教育する研究、研修を実施してまいります。

責任の所在については、今回の不祥事には、職員の懲戒等の処分に関わる総務課が関わっていることから、懲戒処分に関する審査に公正を期するため、第三者を入れることができるよう、大槌町職員懲戒分限審査委員会条例を制定したいと考えており、私自身も法制事務を長年にわたり経験した身として責任を痛感しており、深くおわび申し上げますとともに、私の給与の減額について本定例会に給与条例の改正を提案するものであります。

次に、水揚げの状況とその対策についてお答えをいたします。

採介藻漁業については、海水温の上昇やウニの異常繁殖などに起因した磯焼けにより、

ウニの水揚げ量、水揚げ金額は昨年度より増加したものの、昆布など海藻類の不足により、アワビの水揚げ量が昨年度6トンから本年度2.5トンに減少しております。

また、養殖業におきましてはホタテ、カキ及びワカメの養殖において、ホタテの死滅などによる水揚げ量の大幅な減少が見込まれております。ホタテの死滅の発生状況は、漁場や漁業者により差がありますが、三陸沿岸で発生しており、発生原因も、餌不足や海中環境の変化によるものと考えられています。

このような状況の中、新大槌漁協において、ウニの口開け回数の増加検討や、大槌町藻場再生協議会を中心とした磯焼け対策事業の実施などにより、水揚げの回復及び藻場の再生に取り組んでいるところであります。

来年度の磯焼け対策事業においては、今以上の漁業者の参加を促し、自分事として取り組んでいただきたいと考えており、現在関係者と調整を行っております。

現在、町は漁業者及び新大槌漁協に対し、養殖漁業経営安定促進事業補助金などの水産振興事業により、他市町村に比べ手厚い支援を行っているところであります。引き続き、漁協、漁業者と力を合わせ、持続可能な水産業の振興策を講じてまいります。

次に、旧民宿あかぶ跡地の震災伝承についてお答えをいたします。

これまで震災伝承の場であり、震災伝承の場在り方検討ワーキンググループにおいて、はまゆり保存会の方々をはじめ、町民の方々や、震災伝承に関わる団体の方々に参加いただき、様々な御意見をいただきながら、震災伝承の場の整備に向けて、現在も議論を進めているところであります。

このことから、旧民宿あかぶ跡地は、震災伝承の場として整備する方針に変更はございません。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず、それでは町条例取扱いについてからお尋ねいたします。

まずこの町条例に対する掲示板、これどこにあるか教えていただけますか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 役場庁舎玄関、役場に向かって左側のところがございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私がなぜ聞いたかと申しますと、掲示板あるのは分かっておりますけれども、役場正面に向かって、見えないですね、貼り出しても。どうですか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 正面に向かって左側ということで、正面を見ただけでは分かりにくいという位置にはございます。ただ、掲示板がある場所はスロープが設置されている場所ということもあって、場所はそこを選定して設置しているものでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私もこういう条例、貼り出すということに関しては、ちょっと勉強不足だし、気がつかない面もありました。私が高校のとき、ちょっと役場付近を歩いたときに、掲示板を見て、その内容を見ながら役場ではこんなこともするのかと、そういう思いがあります。

掲示板は作りましたけれども、大抵いろんなポスター貼り出すのは、見えるように貼りますよね。そういう方向を向かなければいけないのではないかなと。これが町民にやっぱり見せるという姿勢、町民視線を大事にするという1つの現れというふうな感じもできたので、これは見えるように一応書いたらばと思うんですが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 同感であります。よって、ただいまの告知、公布場所を正面玄関に移動したいと、その方向で考えさせていただきます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） よろしく願いいたします。やっぱり常に出入りの途中というか、入ってくるときに見えるという、そういうことになれば、ある程度こういう気がつかないというのが防止できる一つの策ではないかと思います。

それから、こういうことにて町長は組織の問題ということをおっしゃいましたけれども、組織の問題、組織のどこが、何がというのが私の考えです。昔から、昔いろんな話もありますけれども、人間の組織が崩壊するというのはトップに責任がある、こう言われております。そういうことで、今職員の懲戒とかそういうのを出されていますけれども、まずトップとして何か町長は心当たりはないですか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 震災からもう11年になろうとしています。そういう中では、震災からの様々な復興事業を含めて、多くの職員は疲れているんだろうと思います。応援職員も1,000人近くいただいておりますが、この後派遣職員はいなくなるわけですが、

3月末で、そういう中ではやはり様々な復興事業の中で、精神的に疲れる方もいらっしゃると思いますし、そういう中ではしっかりと事務事業見直しながら、適正な事務量とそういうことも考えていく必要あるだろうなと思います。

新たな組織という部分になりますので、やはり今の状況を踏まえると、事務事業の在り方、そして人事評価の在り方等も含めて、全体を見ていく必要があるだろうなと思います。やはり行政運営の中では、職員がしっかりと頑張っていく、もちろん頑張っている職員も多くいますが、そういう中でもやはり事務事業の中でミスを犯す部分もごさいますので、そういうミスをなくすためにも、やはり組織内での情報共有とか、スキルアップとか、様々な形での取組は今後とも必要だと思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず、私一度、町長がちょっとう、すぐ声を荒げるというような場合も感じたときもあります。それで、町長には肉じゃなく野菜を食べろと、こう言ったことがありますけれども、お忘れかもしれません。やっぱりいろんな人たちの意見を吸い上げる、そしてそれを聞くという姿勢、一番それが大事じゃないかなと思います。

ある学校で学校改革ということを行いまして、その本が出たのを見ましたけれども、まず第一に説明する、上から目線じゃなく、こうせえ、ああせえじゃなく、いろんな意見を聞いて、それを説明する。この姿勢によって、学校改革したという、そういう前例というか、そういうこともあります。

そういう面で、この町の今職員が大変な状況になっていますし、行政改革、今はまだ早いというか、今おっしゃったとおり、職員が大変忙しそうだというのは私も分かります。そういう中で、人事評価とか、あるいは懲戒とかという、それはちょっと早いんじゃないかなと。もうちょっと町長自身がこの町をどうするかという、根本的にみんなに説明しなければいけないのではないかなと思いますが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） ただいま御指摘いただきました部分につきましては、もちろん今回の告示合意の最終的な責任としては町長の署名がなかったというところにつきますが、職員の組織及び職員を預かる直接的な責任はもちろん私にあるというふうに思っておりますので、今後これまでの状況を踏まえながら、どこに何が問題があるのかということも、これまで考え、あるいは分析してきた部分もあって、今回の評価制度をきちっと導入していこうと思っております。

ただ、一般的にはその評価といいますと、人間の働き具合を評価するだけというふうな形で捉える部分が多うございますけれども、大槌町の今回の評価につきましては決してそうではなくて、そのことをきちっとやらないからこそ、やらないからこそ、職員が何をやっているのか、あるいはそこの職員と管理者の間のコミュニケーション、話合い、あるいは進捗の関係、そういったものがこの復興10年の中で少しおろそかになってきたのではないかという反省がございますので、その方向で次年度からきちとした体制に変えていきたいと、こういうふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 役場職員は普通の会社と違って、人事異動とかあります。その中で職員にも様々得意分野とか、違う部分、得手不得手というのは当然誰にでもあります。そういうことをうまく有効に活用しながら、和をつくっていく。それはやっぱりトップの立つ人たちの采配かなと私は感じます。

それと、人事評価ということなんですけれども、これただ単に聞いただけでは、これは個人に対する精神的なもの、これを拘束する、職員の本当に自由発想な考えを押さえ込むんじゃないかと、そういう私は感じがしますけれども、その辺単なる人事評価というか、仕事できる、できないじゃなく、しっかり見極め、しっかり伸ばすような方向で、指導、監督していかなければならないのではないのでしょうか。

○議長（小松則明君） 当局、総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 人事評価制度の目的、その必要性ということになりますけれども、目的とすればやはり職員のやる気を高める、それから持てる力を最大限に引き出すというのは、その人事評価制度の目的、それから積極的なチャレンジを可能として、そういうところにも報いるような評価の仕方をしていきたいというふうに考えております。

評価をするに当たっては、やはり所属長との面談というのは大切でございます。期首、年度当初に、年間の目標等を担当と所属長と意識合わせをして、それで目標を設定して、業務を進めていって、中間でその状況等を把握して、期末のほうで評価をするといったそういった流れを今進めようとしているところでございますので、それらを活用して、これまで以上に、職員の働き具合をよく確認できて、それぞれが働きやすい環境、それから働きがいを感じられる職場づくりというものを目指していきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○８番（阿部俊作君） 町長は、職員の人事権を掌握しているわけです。そういう中で、目標設定とか、そういうのは職員から出るわけではなく、こうしなければというそういう思いもあって様々なことをやっているかと思うんですけれども、その中で目標とか、そういう実績だけを見たら、とてもじゃないが怖くて動きが取れない、そういうことが起きてくるんじゃないかなと思うんです。自由な発想、いろんな意見を、そしてそれを取りまとめるのがトップの仕事として、この町を盛り上げていってほしいと思うんです。伺います。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 今事業目標を職員が具体的にどういうふうに執行していくかという部分について、職員の足かせになるんじゃないかということが質問の意図というふうに受け取りましたけれども、実は評価制度につきましては、当然トップであります町長が、年度内の大きな事業目標を設定いたします。それを課に割り振って、その課がじゃあ、町長が言ったこの事業目標に対して当課は何をすべきかということを考えまして、それを様々、その下にあります班、そして職員にまでブレイクダウンしていく、細分化していくというのが、この評価制度の骨子でございます。

したがって、トップである町長の思いが末端までつながるという意味合いももちろんきちっとそのピラミッドができるということと、反対に逆にその職員側から見ると、自分がやるべきことが明確になる、あるいはやるべきことが明確になるということと、それを執行していくべきために、どういうことをやったらいいのかという、自分の足元を見るというか、脚下照顧といいますか、そこの部分から仕事を考えていくという私はトリガーになると思っています。

そこが、これまで余り明確にそれぞれの仕事が改善というものも踏まえながら、提案されていくというところが、少し多少薄い部分がある。したがって、そこのサイクルをきちっと回していきたいということで、決してマイナスな予想にだけならないというふうに考えているところでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○８番（阿部俊作君） 分かりました。仕事の内容とかそういうのが理解がなされていないということで今聞こえましたけれども、そういう中での目標設定とかありますけれども、一番やっぱり職員も町民でもありますし、この町に来ていろいろやっているわけで

すので、職員のほうから何か聞く、いろんな意見を聞く、聞き取る、そういうことはできていますか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 今回の評価制度につきましては、昨年から1年間、組合にも入っていただいて、組合の幹部の方々に入っていただいて、この評価制度の導入について、様々、数度にわたる議論、説明を尽くしてまいりました。その上で、理解を得た上で次年度から導入をしていく。ただ、次年度から導入するといえども、次年度からの結果をすぐその評価につなげていくというところまではなかなか難しいところがあるので、次年度は仕組みとしてはきちっと入れますが、評価としては次年度、来年度以降に評価をして、評価を反映させる。来年度については、まずその仕組みを職員の皆様、それから管理者職員にきちっと理解をして、徹底をして、それをきちっと隅々まで受け渡させた上で、令和5年度に本格的実施と、こういうふうな段階を踏みつつ、理解を求めながら進めていこうというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 事業に対してということであれば、事業全体に対しての評価、これの進捗状況とか、そのやり方、そういう話合いが必要であって、個人の評価につながるような、ちょっと人事評価と言われますので、その辺ちょっと心配しているんですが、いかがですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 個人に対する評価というのは、当然これは人事評価でございますが、ありますが、この人事評価制度につきましては、2つの評価で評価いたします。1つは業績の評価、いわゆる被評価者が、評価機関の設定した職務目標をそれぞれどのように実現達成度でできたのかということで評価する。それからもう一つは、職務において、実際にその職員の職務行動によって、求める職員像に到達できる必要な行動というものについてを評価着眼点にいたしまして、これを管理職と職員の間で、単にこれをやれ、あれをやれではなくて、君はこういうことをやろうとしているが、これはどのように進めるんだということを、キャッチボールをし合いながら、コミュニケーションを取りながら、職員の達成度を評価し、もしくは管理職のほうからそれを指導していくという、このボールのやり取りが非常に大事だと思っておりますので、決して個人に仕事だけを押しつけるということにはならないというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 当然事業を進めるに当たって、いろんな方法、それから作業等があると思います。そういう中で、やっぱりいろんな意見を広く集めて、そして一番いい方法を取り上げて進行する、これは大事なことだと私は思います。

それで、人事評価、そしてその次に出たのが大槌町職員懲戒分限審査委員会条例を制定ということになっていきますけれども、これを見ても職員を縮こませるような条例制定、そのように感じます。職員の懲戒処分等々は、今現在町長のほうでそういう方向で、処分とか様々やっていますよね。一番町長自身が、私はこういう委員会等に諮られ、かかって、様々なことを反省したり、そういうことがあっていいのかなと思うんですが、いかがなものでしょうか。私おかしいこと言っているかな。

○議長（小松則明君） 総務課長、意味分かりますか。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 懲戒処分関係は。

○議長（小松則明君） じゃあ総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） まず、懲戒処分の意味目的というところになるんですが、そもそも職員というのは、当然その町民全体の奉仕者ということで公共の利益のために勤務しなければならないという鉄則がございます。これらを確保するために、分限処分、あるいは懲戒処分というのが地方公務員法等で決められております。懲戒処分については職員があくまでもその違法行為であったりだとかをしたときに、処分になるということです。その辺につきましてはやはり業務を進める中で、不適切な事務処理であったりだとか、そういったところが明らかになれば、やはりそこは法令に基づいて、適切に処分していかないと、それもまた行わないと、それはそれでやはり違法行為ということになってきますので、やはりきちっとやって、全体の奉仕者であるというところを担保していきたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） みんな元気で活発な行政ができるように、私はそれを願っております。力で抑えるような、何かそういうふうに受け取ってしまいましたので、それは違うよということをまずここでしっかり申し上げて、いろんな意見を聞き、そして頑張ってもらいたいと思います。

それから、町長の責任についておっしゃられましたけれども、罪と罰というか、懲戒処分みたいに給料等の話が出ておりますけれども、私はまだちょっとこれには確かに、

そのことに関しては分かります。ですが、令和2年の決算書に関しては、議会でも知らないまま承認しているわけなんですよね。そういう面で、もうちょっと議会とも話合いがあってもいいんじゃないかとそういう思いでおりますが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 今の質問、話合い、いや、少し内容を変えて俊作議員、お願いいたします。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） つまりこの条例が法的根拠を失ったままということで始まったわけなんですよね。それでこの条例の扱いで聞きました。その条例によつての決算ができてきたわけですよね、法的根拠のないままの決算書ではないですか。私たちが議員としてそれをちゃんと見つけられなかったというそういう思いもありますけれども、そういうことで、もうちょっと議会ともしっかりした話合いがあってもいいんじゃないかなと感じたものなんですけれども、どうなんでしょう。これは、議会の中でも、現役同士でもいろんな話をしていきたいと思っておりますけれども、分かりますか。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 法的根拠がないままその事業を進めてきて、それが決算になってきている、そういったことからその辺も含めて議会とまた相談が必要なのではないのかという質問だというふうに捉えました。

繰り返しの、申し訳ございませんが説明になるんですけれども、法令について不手際があつて、遡及適用させなければならない、させたいというふうに考えたときに、既に事務事業等を進めている中で行おうとした場合に、やはり不利益不遡及という部分の制度の部分がございまして、なかなかそういったところでは条例改正が難しい部分が出てくるだろうというふうに捉えております。

そういったところから、繰り返しにはなるんですけれども、当初の議決していたときに想定していたとおりに、条例が正式に公布されて適用されているというふうな取扱いをしていただけるようお願いしたいというふうにしているものでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず、そういう間違い、人間は間違いあるので、私は間違つたことだけを責めるわけじゃないんです。これからどうしようかという部分で、ちょっといろんな話を聞いて、いろんな町長の何かゆるみというふうなものも感じたし、それから今まで行政の皆さんと、いろいろ町民の要望をお伝えしたりします。ですが、何とかしようというよりも、何とか断ろうという、そういうふうに感じておりました。何回か例

を出してもいいんですけれども、それが目的じゃないので、やっぱりしっかりと、どうかこの町を町民の要望にどのようにか答えようという、そういう部分をもっと見せてほしい。みんな一生懸命頑張っているとは思いますが、私自身はそういうことを感じる事が何回かありましたので、こういうことを取り上げて話をしています。もうちょっとみんなでこれからどうするか、あるいはなぜこうあったかをもうちょっと掘り下げてみたい、そういう思いがあるんです。いかがでしょう。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） ただいまの阿部議員の御指摘でありますけれども、今回の問題につきましては、ひとえに行政の責任であると思っております、前回議会において議員の皆様へ承認をいただいたものの執行の段階で、ミスをしたのは私どもでございますので、その観点で先ほど総務課長、午前中からお話を申し上げてあるとおり、公布手続の不備については、事後的対応で過去に遡って、全てが適法な状態になる、そういうことはできないという判断をして、今日に至っております。

しかしながら、これまでの議員の皆様のお話を聞いて、これは議会議員の方々もやはり、ひいては町民の皆様も私どもの提案、考え方について十分な理解をされていないということは、つぶさに感じております。どういう形であるかは分かりませんが、何らかの形でこれまでの議論はしてまいりましたけれども、さらに議論を皆様と深めていく機会をつくらなければいけないという考え方ではおります。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それから、町長の責任ということで町民に対する責任ということで4年に一度という話をおっしゃられましたが、そのことであれば4年に一度の定例の公職選挙では、今出た不祥事はもういろんな中でかぶさってしまう。しっかりとした形では出てこないと私は思います。町長を全部否定しているわけではなく、たまたまそういうのが出たということであって、本来これ本当にあるのであれば、町長は辞職して、町民に信を問うというのが本当だと思います。私はそれを言うわけじゃないですけれども、こういう選挙に対する姿勢ということを私自身が思うことを述べて、次の質問に移ります。

まず、漁業支援策ということで、このホタテの死滅というのは、大槌湾内らしいんです。それで、いろんなことが想定され、まだはっきり分からないという状況にありますけれども、何日か前に結構貝の死滅ということで、愛媛県のアコヤガイですか、真珠の

貝、死滅したという、3割、7割ぐらいが死滅したと、その原因についてやっと分かったという話も出ました。一応大槌町とは違うと思いますけれども、これもまた新型コロナウイルスが発見されたという報道がありました。自然界、いろいろ様々変わっているな、そういう中で一次産業に携わる人たちは大変だなという、いろんなことを覚えています。

そういうことで、震災の町大槌町では、自宅を再建したけれどもそのローンとか、残っているとか、そういうので収入が減るというのは大変だという、そういう話を聞いたもんでここに取り上げたんです。何とかならないのかなと、そういう思いでおりまして、今いろんな養殖業経営安定促進事業補助金等々、こういうことが出されておりますけれども、これが本当に困っている人にきちんと渡るように、これをお願いしたいと思って取り上げましたが、その辺御答弁できればよろしくお願いします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○参事兼産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

ホタテの死滅に関しましては、実は1月に県主催の報告会がおしゃちでございまして、そちらには漁業関係者それから漁協の組合員、組合員ももちろん漁協の職員等も参加してございまして、県の水産技術センターから、こういった原因が考えられるのではないかというような報告がございました。

そういった中では、まだはっきりと原因究明されてございません。ですが、今回の御質問に当たり、私のほうから漁協に対してホタテの養殖業課から御相談があるのかというふうに問合せたところ、漁協には直接的な御相談がないというふうなことでございました。ないからどうのこうのではございませんが、町といたしましては、そのパッチ的なホタテの面だけを捉えて支援するのかなのかということではなくて、やはり今後の水産振興策全般について取り組んでいかなければならないというふうに考えてございます。

その1つがやはり磯焼け対策もそうです。磯焼け対策につきましては、アワビが最終的な漁獲につながってまいります。そういった意味も考えましても、やはり漁業者自身が、そのことを自分のことだというふうに考えていただいて、町もそこにバックアップをしながら、安定的な水産資源の確保に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） よろしく申し上げます。ホタテは私も大槌産のホタテをごちそう

になって食べたことがあります。大変おいしい。本当にこういうホタテがあるんだなという思いが、記憶があります。そういうことで、全体的に見るとそれもそうですけれども、自然界のいろんな一つ一つの事象についても、いろんな方面から、漁家だけではなくなかなかできない部分がありますので、いろんな情報を収集しながら、適切な支援、指導をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に移ります。震災遺構について、お尋ねします。

確かに震災伝承の場としてということで、御答弁いただきましたけれども、ここで長年はまゆり保存会という人たちが、ここをちゃんと震災遺構としてということで活動をしてきました。そういう中で解体されたことによって、モニュメントを建ててほしいという要望が出されております。その要望は、震災の民宿を造っていた鉄骨、遺物をもって、津波の高さ、船の状況、これを知るような形で示してほしいというそういう要望が出されていまして。私も、どっちかといえばそういうふうに思います。震災の遺物がこれだという部分をしっかり見せることと、それからこういう津波があったんだよという、そういうことを広くしっかり分かりやすくするために、私ははまゆり保存会を出した原点、考え方、これはいいなと思っておりますけれども、その辺町ではどのようにお考えですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） まず、お話をしておきたいのは伝承の場の在り方検討ワーキンググループというのは、その場でこういう形にしようということを最終的に決定する場ではなくて、伝承施設を建てるに当たって、様々な団体あるいは町民の皆様からお話を聞く中で、どういう在り方が伝承の場としてふさわしいのか、意見を賜った上で、町として一定の方向に考えていきたいと、こういうことでワーキンググループを設定しております。

それを踏まえまして、今お話ありましたとおり、遺物を使用する、あるいは高さの分かるもの、様々な意見が出ておりますので、これは私はまゆり保存会につきましても、これまで様々御協力いただいているところもありますので、それ以外の皆様の意見もちろんでございますが、はまゆり保存会の皆さんの意見も大変重要な意見だと思っておりますので、そういうことをきちっと踏まえた上で、どうやるべきかということを出していきたいと思っています。

具体的に、時期的なスケジュール的なものを申しますと、これは次年度におきまして、

旧役場庁舎も含めて、設計から工事を完了させるという思いで今ただいま進めておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） ワーキンググループということですがけれども、ずっと前からいろんなことがありますけれども、このモニュメントの姿形と容貌というのははまゆり保存会だけですよね。そのほかにもありますか。ないですか。ほかにはないということですね。私も、赤浜にこういうモニュメントを造ることによって、人の流れをつくることができるし、そして自然と向き合って学べる、そういう思いであります。そのことで、このモニュメントには私は賛成なんですけれども、ただ私が賛成すると今までの経過からいうと、全然そういうことが実行されないというのは私自身の感覚ですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 具体的な形で、モニュメントをどうするかということもこのワーキンググループの中で御提案をいただいているというのは私も知っております。ですが、モニュメントの形にしましょうということよりも、いわゆるどういう機能、意味を持たせるかという議論のほうがまず私は大事だと思っています。その上で、その機能を実現するために必要な手段として、はまゆり保存会のほうからこういう形でどうですかという御提案をいただいたというふうに承知しておりますので、それも含めまして、町としての姿といいますか、方向性を示して、皆さんに御理解をいただくような形で進めたいと思っておりますので、このはまゆり保存会の方々のモニュメントの在り方を全否定するものではございませんので、よろしく御理解ください。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私は、今の御答弁で、完璧に否定されているなという感じを受けました。可能性というか、つまり津波を伝えるということで、ワーキンググループという形で出されましたけれども、いろんな活動の中で私もずっと言ってきたんですけれども、ここの震災遺構というのは大事だよと、町のまちづくりの中でも、学習においても、そういうことを言ってきましたけれども、なかなか津波の高さを伝えるという、そういうことで、ずっと言っているんですけれども、それが答えが出てこない。どうなんですか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 私の説明の仕方が至らなくて申し訳ございませんが、震災伝承の在り方として、旧庁舎も含みますが、1つには機能としましては、震災の遺構が、遺物が使われること、それから津波が到達した高さが分かること、そしてそこが津波が到達して多くの犠牲があった場所であるということがきちっと伝わるものということを前提に考えていきたいと思っておりますので、否定するものではございません。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 津波の高さが分かるということで当然、そういうものが構築されると思いますけれども、ただ、はまゆり保存会が出した案に対して8,000万円だっけか、大金がかかるような話をして、そんなにかかるわけないでしょうとそんな話も出ておりました。ですから、それを聞いたときにもうやる気がないな、もうどうにかして断ろうなというそういうふうに取りました。今までの経験から、ほとんど。きちんとこういう津波を伝えるという気持ちで、高さとこの遺物を使って、そういうことを今お話ししたので、これは私そのように受け取ってよろしいですね。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） ただいま具体的に8,000万円という金額が提示されたことにつきましては、はまゆり保存会のほうで出されたモニュメントの材料とか、そういったものを踏まえて、手前どものほうで見積りをとったことの金額でございまして、それが否定するものに使うという意図でその8,000万円というものではなくて、使用する金属とかその大きさとか、あるいはその重さ等を考えると、それぐらいの見積額になるということでございまして、そこは誤解ないようにお願いをいたします。

さらに、その金額につきましても、あの提案されたモニュメントの形あるいは材質であればそれぐらいかかるだろうの話でありますので、今後具体的にどれぐらい、どういうものをその遺物を使う、あるいは高さを求めるという部分において、どういう形にするかという部分については、きちっと役場のほうで仕様書を書いて、出して、それで進めていきたいというふうに思っておりますので、8,000万円というお金を出して否定するものではない。それが2,000万円で行けるのか、3,000円までできるか、その辺を探ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 私もそのモニュメントの図とか見ましたけれども、その中には材質とかそういうものはなかったように思います。それで、材質に言ったのは民宿の、民

宿を造っていた鉄骨、鉄材、これを使用して高さを表現するという、そういうことでしたので、随分違うなというふうに感じたものです。まずこの津波の高さと、遺物、これを使用して、モニュメントなり、ものを造るということで間違いはないですね。確認します。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（北田竹美君） 震災伝承の機能として必要なものが、どういうものであるかということについては、このワークショップの中で高さが分かること、そしてその遺物の効果性、そして形も含めまして、様々な議論がされたことを集約した形で、一つの形を御提案申し上げたいというふうに思っております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 分かったような、分かんないような私の能力を越えたような答弁と感じます。このワーキンググループを、町のほうで設定しましたよね。そういう中で、このワーキンググループ、ワーキンググループと言われると、全然今まで民間サイドでこういうふうに来てきた震災遺構というのが、なかなか通っていないように感じるんですが、高さと遺物は使う。これは間違いはないということでね、分かりました。それは確認できたので、それで形とかそういうのはまた考えるということだね。それでよろしいですね。それはそれでいいと思います。

今まで、行政がいろんなことをやるときは、もうあらかじめシナリオをつくって、そしてワーキンググループ、いろんなところに出して、町の考えと言ってきたんですけども、今回はその町の考えというのはなかなか見えないもので、今までそこに携わってきた人たちのお話を聞くと、どうしてもやっぱり、こういうもの、こういうものを使ってこういうふうにしていきたいというずっと思いがあったので、それを私は代弁しているわけですので、ぜひこの町の震災遺構と自然に対する学びの場と、それから人の流れをつくることによって、安渡地区の加工業からあるいはリアスシーニックラインまでにつながる、いろんなルートが出てくる。そのいろんな交流の場、様々なことが活用できると思います。私はそういう考えでやりました。

それから、役場庁舎に関しては、確かにインパクトあります、庁舎を残しておけば。ただ、町として本当に震災目の当たりにして、自らのもう知っている人たちが多く亡くなった中で、あそこで見ると本当に気持ちが落ちて暗くなります。私は、確かに亡くなった人、そういうことたちを大事に思うのは分かりますけれども、でもずっと長く被災

地という感覚になるよりも、いろんな災害を越えて、明るく楽しい町をつくろう、そういう思いも私はあります。決して亡くなった人を忘れるわけではないんですけど、そういう思いで、みんな本当にいい感じというか、何とも言いようがないんですけども、みんなでいつまでも震災ではなく、この町は自然と向き合ってもっと元気になる町に、私はそう思っていますので、これを皆さんとともにこの町をつくり上げていきたい、そういう思いであります。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（小松則明君） 以上をもちまして、阿部俊作君の質問を終結いたします。

○

日程第2 発議案第1号 大槌町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（小松則明君） 日程第2、発議案第1号大槌町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。阿部義正君、御登壇願います。

○12番（阿部義正君） 発議案第1号大槌町議会会議規則の一部を改正する規則について、上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び大槌町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由であります。

議員活動や家庭活動との両立支援をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、議会への欠席事由を整備するとともに、出産については産前産後の欠席期間を規定し、加えて議会への請願手続については請願者の利便性の向上を図り、さらに電子決裁システムの押しボタンによる表決を可能とするための改正と併せて、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法が条項ずれを起こしたことから、本規則に引用している条項を改正するものであります。

次ページをお願いいたします。

大槌町議会会議規則の一部を改正する規則新旧対照表を御覧願います。

第2条第1項中の事故とあるものを公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由に改めるほか、第2項は出産による欠席化を明確に定めようとするものであります。

第17条第1項、改正前法第115条の2を、改正後法第115条の3に、第73条第2項改正前第190の2第4項を、改正後法第190の3とする地方自治法の条項ずれに伴う改正を行

うものであります。

第81条の見出し中、規律を規律等に改め、同条に次の2項を加える。第3項、第1項及び第87条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要と認めるときは電子採決システムの押しボタンにより表決をとることができる。

第4項、前項の押しボタンによる表決を取る場合は、問題を可とする者は賛成ボタンを、問題を非とする者は反対ボタンを押すものとする。ただし、議長が表決を終了する宣告をした時点で、出席委員が賛成ボタンと反対ボタンのいずれも押していないときは、その出席議員は反対ボタンを押したものとみなす。

第89条は、請願者の押印を一律に義務づけているものを、請願者が自署をしている場合は押印を不要とし、署名または記名押印を選択できるようにするものであります。

附則は施行日を公布の日からと改めようとするものであります。

以上提案いたしますので、趣旨を御理解いただき、御賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（小松則明君） お諮りいたします。

本案につきましては、議会運営委員会で調整されましたので、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、質疑、討論を終結いたします。

発議案第1号大槌町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

明日9日水曜日は、午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後3時41分